表５　景観計画区域の区分別にみる景観特性及び既存の法規制との対応関係

景観区分（ゾーン）	景観特性	既存の法規制における 指定区域との対応関係
自然景観ゾーン	剣山国定公園や箸蔵県立自然公園、四国遍路道、風致保安林等をはじめとして、深く豊かな自然景観を象徴するゾーン	・自然公園法［剣山国定公園］ ・徳島県立自然公園条例［箸蔵県立自然公園］ ・森林法［風致保安林］ ・自然環境保全法／徳島県自然環境保全条例［自然環境保全地域］ ・農業振興地域の整備に関する法律［農業振興地域整備計画・農用地区域］
集落景観ゾーン	先人たちの生活の知恵と工夫の結晶である家屋や田畑や石垣等が一体となって眺められる文化的景観ゾーン （斜面地に形成された集落が特徴的）	・農業振興地域の整備に関する法律［農業振興地域整備計画・農用地区域］
市街地景観ゾーン	阿波池田駅を中心として、周囲に連なる山並みを背景に、中心市街地や刻みたばこの商家からなる歴史的な「うだつの町並み」が広がる市街地ゾーン	・都市計画法［都市計画区域］ ・屋外広告物法［禁止地域］［許可地域］ ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律［三好市歴史的風致維持向上計画・重点区域］
歴史的風致ゾーンⅠ （祖谷渓谷と平家落人伝説に関する区域）	祖谷地方固有の伝統的な古民家からなる傾斜地の山村集落と蕎麦、源平いも等の栽培にみる伝統的な生業とが、背後の深く豊かな自然景観と一体となって眺められるゾーン	・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律［三好市歴史的風致維持向上計画・重点区域］ ・文化財保護法［落合地区・重要伝統的建造物群保存地区］
歴史的風致ゾーンⅡ （箸蔵寺周辺区域）	地区内を東西に吉野川が貫流し、その周囲を山並みが取り巻く、町並みと周囲の自然とが一体となって眺められるゾーン	・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律［三好市歴史的風致維持向上計画・重点区域］

三好市景観計画（平成 23 年 3 月）から転載

第３章　「大歩危小歩危」の本質的価値

１　「大歩危小歩危」の本質的価値と構成要素等

大歩危小歩危の適切な保存活用を図るため，文化財指定時及びその後の調査成果を基に，天然記念物，名勝それぞれの本質的価値の構成要素と本質的価値に関わる周辺地域の諸要素の抽出（表 6，表 7）を行うとともに，文化財としての価値の背景となっている事項についてまとめた内容を以下に詳述する。

２　天然記念物としての本質的価値と構成要素

① 地質

ｲ）日本列島の成り立ちを理解する上で重要な地質構造を示す三波川変成岩の国内有数の露出地

大歩危小歩危は，関東から九州まで日本列島を縦断して分布する三波川変成岩（緑色片岩，砂質片岩，泥質片岩，礫質片岩等）とその構造が典型的に見られる国内有数の露出地である。三波川変成岩は，海洋プレートの沈み込みにより付加した新たな地層が，先に付加した古い地層に対して，見かけ上は下位に付加され，地下深くに押し込まれて高い圧力で変成し，やがて地殻変動により上昇し，古い地層の侵食により地表に表れる，というプロセスを知る上で重要な地質現象を示すものである。

ﾛ）岩石分布年代の見かけ上の逆転

大歩危小歩危では，海洋プレートの沈み込みに伴い，年代が新しい地層が下位に付加されそれが隆起する一方，上位にあった三波川変成岩は侵食されたことにより，見かけ上は地表に表れた年代の新しい変成岩と古い変成岩の位置関係が逆転（図 10，図 11）している状況が観察できる。

ﾊ）ドーム状背斜構造（大歩危の背斜）の露出

四国山地の大歩危小歩危では，海洋プレートの沈み込み，隆起の進行により形づくられた褶曲の凸部にあたる地層が，ドーム状に盛り上がりながら侵食を受けて露出した背斜構造が見られる。この背斜構造（大歩危の背斜）は南北に両翼が広がり，これを境にして片理の傾きが全く逆に変化する褶曲構造であり，大歩危と小歩危の両方が揃うことによって，ドーム状背斜構造の南北両翼部（写真 3）が完結している。大歩危の指定地内には，この背斜軸部が露出している。

ﾆ）堆積岩から変成岩への変化状況の露出

大歩危では，層理，葉理やチャネル構造，級化などの堆積構造が良く保存され，また，この地域としては初めてとなる含礫片岩（写真 9-1 天然記念物 4）が見られるなど特徴的な堆積構造が観察できる。これに対して，小歩危では，微褶曲による変形（写真 9-2 天然記念物 10 等）と熱による再結晶，石英脈瘤（瘤状の石英脈）の生成（写真 9-2 天然記念物 11）により，堆積面や片理面での剥離性など堆積構造の多くは失われている。

この差異に関しては，海洋プレートの沈み込みに伴い，沈み込んだ大歩危・小歩危ユニットの先行部分ほど先に深く沈み込んだことによる熱履歴と変形履歴が大きな変成度の差となって現れていると考えられ，小歩危付近の地層が大歩危付近の地層より時間的・深度的に変成・変形を被る環境下にあったと推察されている。

このように，大歩危小歩危では，プレート運動による地下深部での堆積岩から変成岩への変化過程や，スケールの大きな背斜という地質構造の全体像が観察される。

ホ）含礫片岩

「祖谷、三名の含礫片岩」は，三波川変成岩のうち，礫岩を含む砂岩の地層がプレート沈み込み変成帯の地下深部で押しつぶされて扁平化したもので，三波川帯の中でもこの地域でしか見られない特異な岩石として，１９５３年（昭和 28 年）1 月に徳島県指定天然記念物（地質鉱物）に指定されている。

ヘ）大歩危の岩壁を形成する砂質片岩の節理

大歩危の両岸には，南北方向で垂直な砂質片岩の節理（写真 9-1 天然記念物 3）が発達しており，節理に伴う岩盤の崩落の進行により，急崖が形成されている。

② 地形

イ）Ｖ字谷

四国山地の大歩危小歩危では，三波川変成岩のなかでも，泥質片岩や塩基性片岩に比べて，侵食に対する抵抗性の高い砂質片岩・礫質片岩がドーム状に隆起して分布する。その隆起部の中央を，吉野川が南北に流れ下刻侵食を受けたことにより，砂質片岩・礫質片岩の露出地である大歩危小歩危には，急峻で典型的なＶ字谷（写真 9-2 天然記念物 14）が形成されている。

ロ）岩石段丘上に残る離水甌穴

大歩危小歩危ともに砂質片岩露出部に岩石段丘が形成されており，段丘面上の高い位置には離水甌穴（写真 9-2 天然記念物 12 等）並びに旧河道（写真 9-2 天然記念物 13 等）が残っている。

ハ）渦流による砂質片岩の侵食と岩盤の隆起の同時進行による岩の造形

渦流による砂質片岩の侵食と岩盤の隆起の同時進行による残留突起（写真 9-1 天然記念物 2）や獅子岩（写真 10-1 名勝 2）等が観察できる。

写真 3　大歩危の 背斜

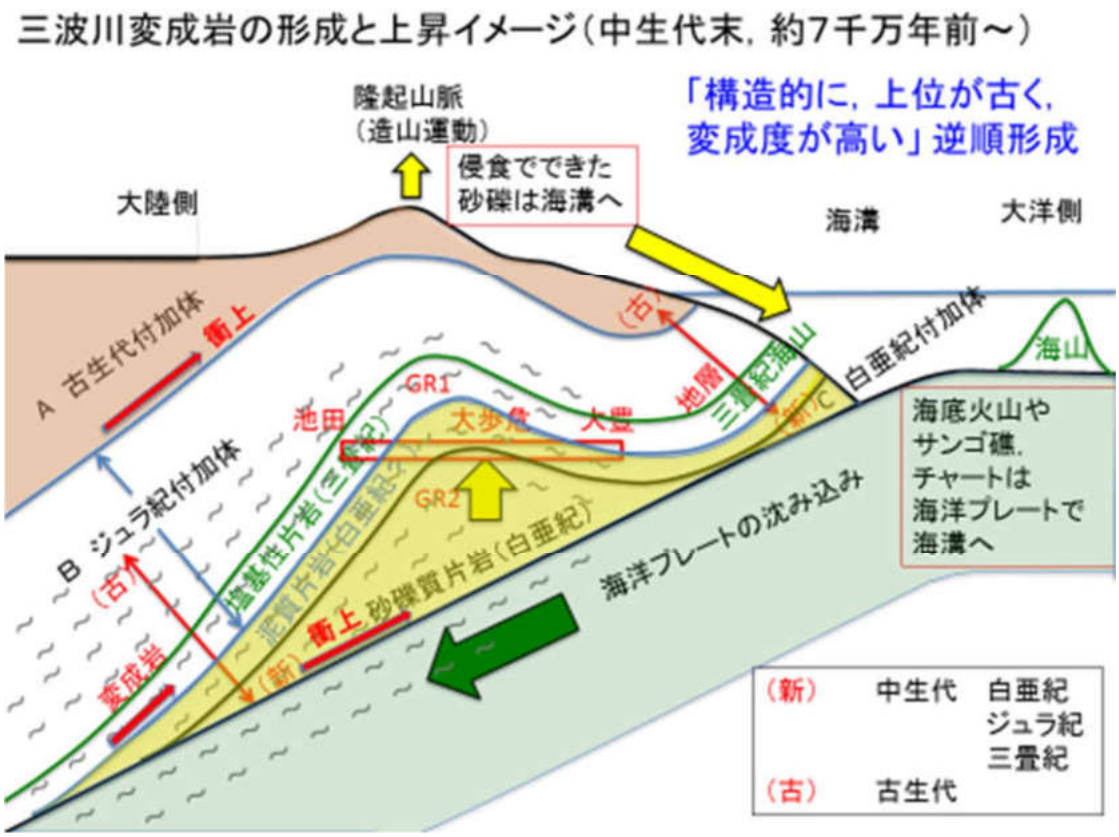

図 10　三波川変成岩の形成と上昇イメージ（中生代末）

（阿波学会紀要　第 62 号に加筆）

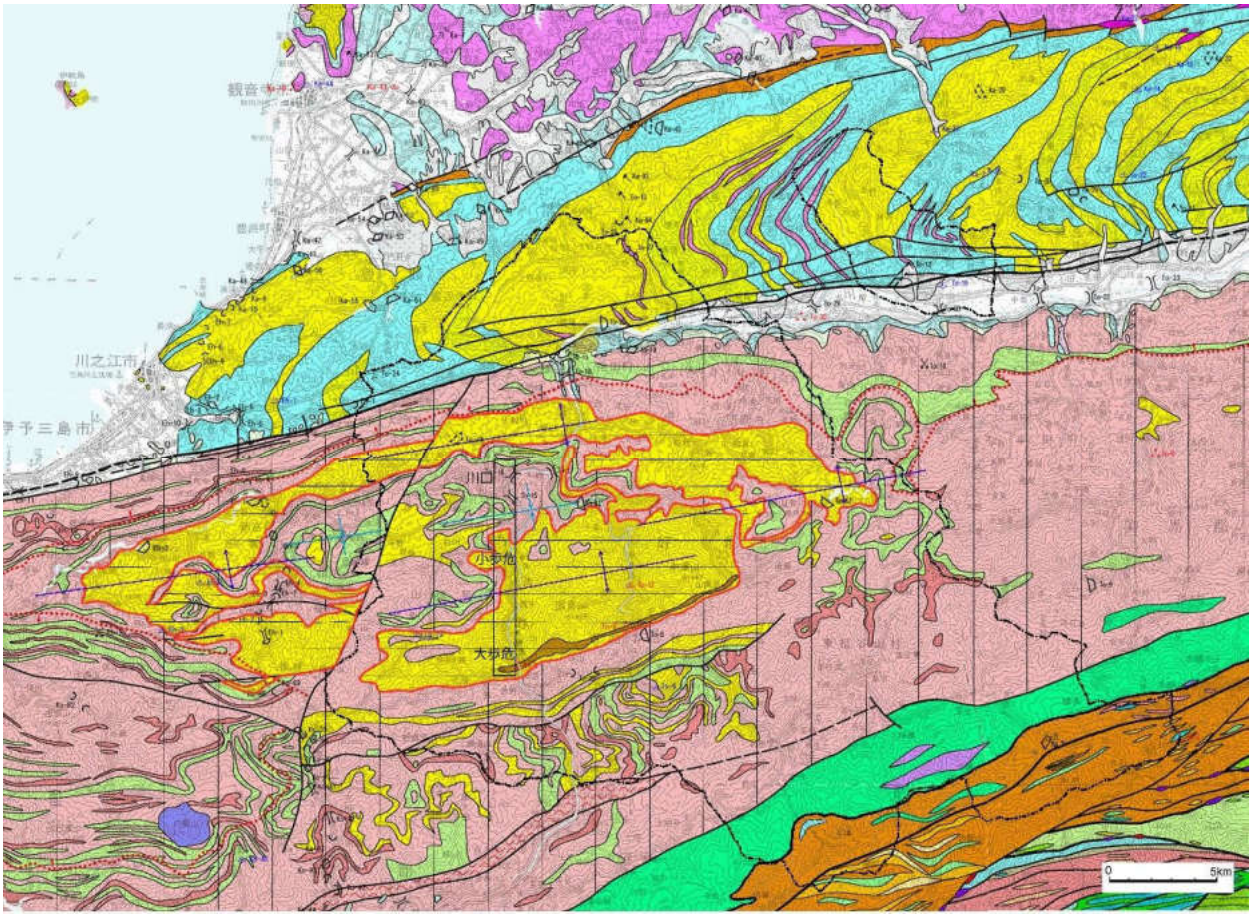

領家帯

和泉層群（白亜紀前弧海盆堆積相）

- 泥岩，泥岩勝ち砂岩・泥岩層
- 砂岩・泥岩等量互層
- SI 砂岩，砂岩勝ち砂岩・泥岩互層
- 礫岩
- 酸性凝灰岩

三波川帯

- 泥質片岩
- 砂質片岩
- 礫質片岩
- 塩基性片岩
- 珪質片岩
- 大歩危ユニット（四万十帯白亜紀付加体相当）
- 三縄ユニット（ジュラ紀付加体相当）
- 点紋帯

大歩危付近の地質断面図

図 11　三好市広域地質図

（阿波学会紀要　第 62 号より転載）

３　名勝としての本質的価値と構成要素

① 渓谷

澄んだ清流と青白色の切り立った岩壁，その上部に層をなす植生（写真 4，写真 5）が大歩危小歩危の渓谷美を際立たせている。

② 渓流

ｲ）瀬と淵

指定地には流れの急な「金比羅瀬」（写真 10-1 名勝 1），「堂床の瀬」（写真 10-1 名勝 4）があり，瀬と瀬の間の平穏な淵とともに渓流を形づくっている。

③ 奇岩

吉野川の流れにより，三波川変成岩が侵食を受けて造形された「獅子岩」（写真 10-1 名勝 2），「雨宿り岩」（写真 10-1 名勝 3）と名付けられた奇岩を見ることができる。

④ 常緑・落葉広葉樹林等の植生

渓谷沿いではスダジイ，アラカシ，シラカシなどの常緑広葉樹とケヤキ，エノキなどの落葉広葉樹が主要な植生となっており，点在するアカマツとともに季節ごとに独特で良好な渓流の風致景観を形成している。

遊覧船が運航されている大歩危では，両岸ともにモミジが多く，秋には水面に紅葉が映える。また，増水時に冠水する渓流岩場には，キシツツジ（地元ではイワツツジと総称されている。）の群落が点在し，春には可憐な花を咲かせる。

写真 4　新緑の大歩危

写真 5　紅葉の大歩危

４　指定地外の諸要素

① 地形地質

ｲ）地質構造ユニット境界の衝上断層

小歩危から下流に位置する川口の間では，下位の砂礫片岩ユニットと上位の緑色片岩ユニットの境界を画する衝上断層と圧砕岩（マイロナイト）の露出（写真 9-2 天然記念物 16）が観察できる。

ﾛ）含礫片岩

１９５３年（昭和 28 年）から「祖谷、三名の含礫片岩」として徳島県指定天然記念物となっており，大歩危遊覧船乗場付近には観察しやすい場所に含礫片岩の露頭（写真 9-2 天然記念物 15）がある。

ﾊ）大歩危小歩危の渓谷

指定地と一体となっている，澄んだ清流，切り立った岩壁等が大歩危小歩危の渓谷美を形成している。

ﾆ）瀬と淵，瀧

大歩危の指定地上流には「音瀬」（写真 10-1 名勝 5），「白糸の瀧」（写真 10-1 名勝 6）等があり，大歩危の下流には「カシの瀬」（写真 10-2 名勝 10）等がある。また，小歩危の指定地下流には「ゲドウノ瀬」（写真 10-2 名勝 11）があり，瀬と瀬の間の淵とともに渓流を形づくっている。

ﾎ）奇岩

吉野川の流れが三波川変成岩を侵食して造り出した「鵜止まり岩」（写真 10-1 名勝 7），「歩危見岩（ほけみいわ）」（写真 10-1 名勝 8），「蝙蝠岩（こうもりいわ）」（写真 10-2 名勝 9）と名付けられた奇岩を見ることができる。

ﾍ）風致景観を形成する山稜

名勝としての風致景観を有する範囲は，指定地である河川部分を中軸としてＶ字谷を挟み，両側から迫る傾斜面を含めた一体の景観で構成されている。

② 施設，構造物

ｲ）大歩危小歩危の古道

大ボケ小ボケは通行の難所であり，１８７８年（明治 11 年）に発行された『阿波地史略』には，「大ボケ，小ボケは，山城谷ニアリテ，土佐エ通スルノ大険路ニシテ，西宇，上名ノ間ニ在リ，峨々（ががﾀﾙ），懸崖（けんがい），吉野川ニ臨テ嶂（そばだ）チ，其崖頭（そのがいとう）小道アツテ，崎嶇（きく），殆ト往来スヘカラサル所ナリ」と記されている。大歩危には現在も往時の古道が残っており，展望台からは大歩危の景色（写真 6）が窺える。

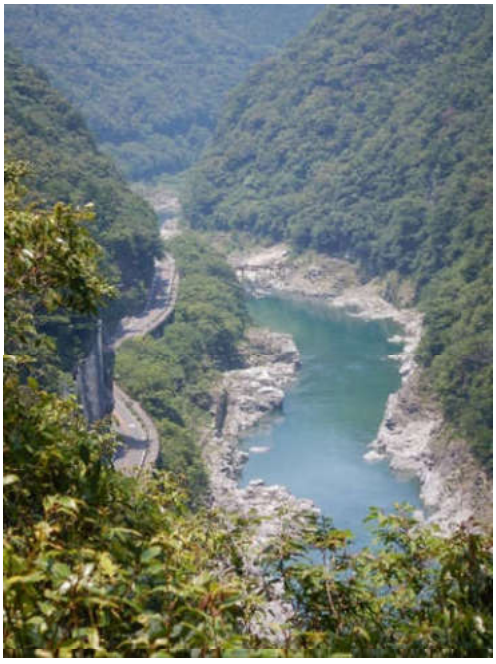

写真 6　古道展望台からの眺め

③ 文芸

ｲ）句碑

ⅰ）後藤新平（ごとうしんぺい）の句碑　「岩に題す　天下第一　歩危（ほけ）の秋」（写真 7）

１９１０年（明治 43 年）１１月に逓信大臣（兼鉄道院総裁）の後藤新平が徳島から高知に向かう途上に人力車にて大歩危・小歩危を通過し，「岩に題す　天下第一　歩危（ほけ）の秋」の句を残した。句の中に「天下第一」と折り紙を付けたことが後に大歩危を全国的な景勝地として，世に広く知らせる契機となったといわれる。この句碑が観光遊覧船乗り場に置かれている。

ⅱ）富士憲郎（ふじのりろう）の句碑　「老鶯（ろうおう）や　舟へかたむく　鼯鼠（もも）が峰」（写真 8）

１９３１年（昭和６年）に大阪毎日新聞社が主催した「日本新名勝俳句」（高浜虚子選）の選考で，三好市山城町出身の作家・富士正晴の父で俳人の富士憲郎が詠んだ大歩危の句が渓谷分野で金牌句に選ばれた。この句碑が大歩危の国道３２号沿いに設置されている。

写真 7　後藤新平の句碑

写真 8　富士憲郎の句碑

表6 指定地の本質的価値と構成要素

1　天然記念物としての本質的価値と構成要素

分類	区分	細分	要素
自然	地質	三波川変成岩	・日本列島の成り立ちを理解する上で重要な地質構造を示す三波川変成岩の国内有数の露出地である。 ・岩石分布年代の見かけ上の逆転が観察できる。 ・ドーム状背斜構造(大歩危の背斜）の露出が観察できる。 ・堆積構造と微褶曲など，堆積岩から変成岩への変化状況が観察できる。
		含礫片岩	三波川変成岩のうち礫岩を含む砂岩の地層
		砂質片岩の節理	大歩危では,砂質片岩の南北方向で垂直な節理に沿う岩盤の崩落の進行により，急崖が形成されている。
	地形	Ｖ字谷	四国山地の隆起部が吉野川の侵食を受けて形成された典型的なＶ字谷が存在。
		岩石段丘上に残る離水甌穴（おうけつ）・旧河道	小歩危には，水面より７～８ｍの比高位置に残った岩石段丘上に旧河道と離水甌穴が存在。
		渦流による砂質片岩の侵食と岩盤の隆起の同時進行による岩の造形	渦流による砂質片岩の侵食と岩盤の隆起の同時進行により，獅子のように見える獅子岩等の岩が存在。

2　名勝としての本質的価値と構成要素

分類	区分	細分	要素
自然	渓谷	渓谷	澄んだ清流と青白色の切り立った岩壁，それに連なる植生が大歩危小歩危の渓谷美を際立たせている。
	渓流	瀬と淵	指定地には，流れの急な「金比羅瀬」，「堂床の瀬」があり，瀬と瀬の間の平穏な淵とともに渓流を形づくっている。
	岩石	奇岩	吉野川の流れが三波川変成岩を侵食して造り出した「獅子岩」，「雨宿り岩」と名付けられた奇岩を見ることができる。
	植生	常緑・落葉広葉樹林等の植生	渓谷沿いではシイ類，カシ類などの常緑広葉樹とケヤキ，エノキなどの落葉広葉樹が主要な植生となり，アカマツが点在する独特で良好な渓流の風致景観を形成している。遊覧船が運航されている大歩危では，両岸ともにモミジが多く秋には水面に紅葉が映える。また，渓流岩場にはキシツツジの群落が点在し可憐な花を咲かせる。

表7 指定地外の諸要素

3　指定地外の諸要素

分類	区分	細分	要素
自然	地形地質	地質構造ユニット境界の衝上断層	小歩危から下流に位置する川口の間では，下位の砂礫片岩ユニットと上位の緑色片岩ユニットの境界を画する衝上断層と圧砕岩（マイロナイト）の露出が観察できる。
		含礫片岩	昭和28年から「祖谷、三名の含礫片岩」として徳島県指定天然記念物となっており，三波川帯の中でもこの地域でしか見られない特異な含礫片岩が観察できる。
		渓谷	澄んだ清流と青白色の切り立った岩壁，それに連なる植生が大歩危小歩危の渓谷美を際立たせている。
		瀬と淵，瀧	大歩危の指定地上流には「音瀬」，「白糸の瀧」があり，大歩危の下流には「カシの瀬」等がある。また，小歩危の指定地下流には「ゲドウノ瀬」がある。
		奇岩	吉野川の流れが三波川変成岩を侵食して造り出した「鵜止まり岩」，「歩危見岩（ほけみいわ）」，「蝙蝠岩（こうもりいわ）」と名付けられた奇岩を見ることができる。
		風致景観を形成する渓谷，山稜	名勝としての風致景観を有する範囲は，指定地である河川部分を中軸としてＶ字谷を挟み，両側から迫る傾斜面を含めた一体の景観で構成されていると考えられる。
人文	施設，構造物	大歩危小歩危の古道	大歩危には通行の難所であった往時の古道が残っており，展望台からは大歩危の景色が窺える。
	文芸	句碑	指定地に隣接する国道32号沿いに後藤新平の句碑「岩に題す　天下第一　歩危（ほけ）の秋」，また，富士憲郎の句碑「老鶯（ろうおう）や　舟へ］かたむく　鼯鼠（もも）が峰」が設置されている。

大　歩　危

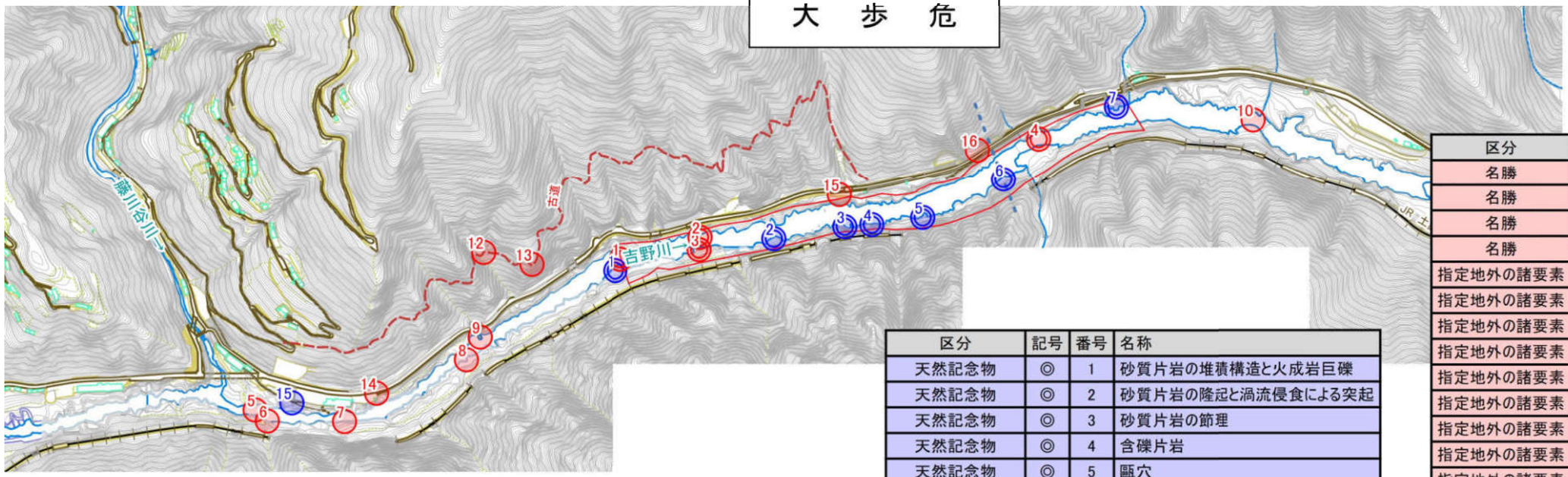

区分	記号	番号	名称
天然記念物	◎	1	砂質片岩の堆積構造と火成岩巨礫
天然記念物	◎	2	砂質片岩の隆起と渦流侵食による突起
天然記念物	◎	3	砂質片岩の節理
天然記念物	◎	4	含礫片岩
天然記念物	◎	5	甌穴
天然記念物	◎	6	大歩危の背斜軸
天然記念物	◎	7	甌穴
指定地外の諸要素	○	15	祖谷三名の含礫片岩

区分	記号	番号	名称
名勝	◎	1	金比羅瀬
名勝	◎	2	獅子岩
名勝	◎	3	雨宿り岩
名勝	◎	4	堂床の瀬
指定地外の諸要素	○	5	音瀬
指定地外の諸要素	○	6	白糸の瀧
指定地外の諸要素	○	7	鵜止まり岩
指定地外の諸要素	○	8	歩危見岩
指定地外の諸要素	○	9	蝙蝠岩
指定地外の諸要素	○	10	カシの瀬
指定地外の諸要素	○	12	古道、石積
指定地外の諸要素	○	13	古道
指定地外の諸要素	○	14	句碑
指定地外の諸要素	○	15	句碑
指定地外の諸要素	○	16	背斜構造軸部を利用した古道通行人の休憩所跡

小　歩　危

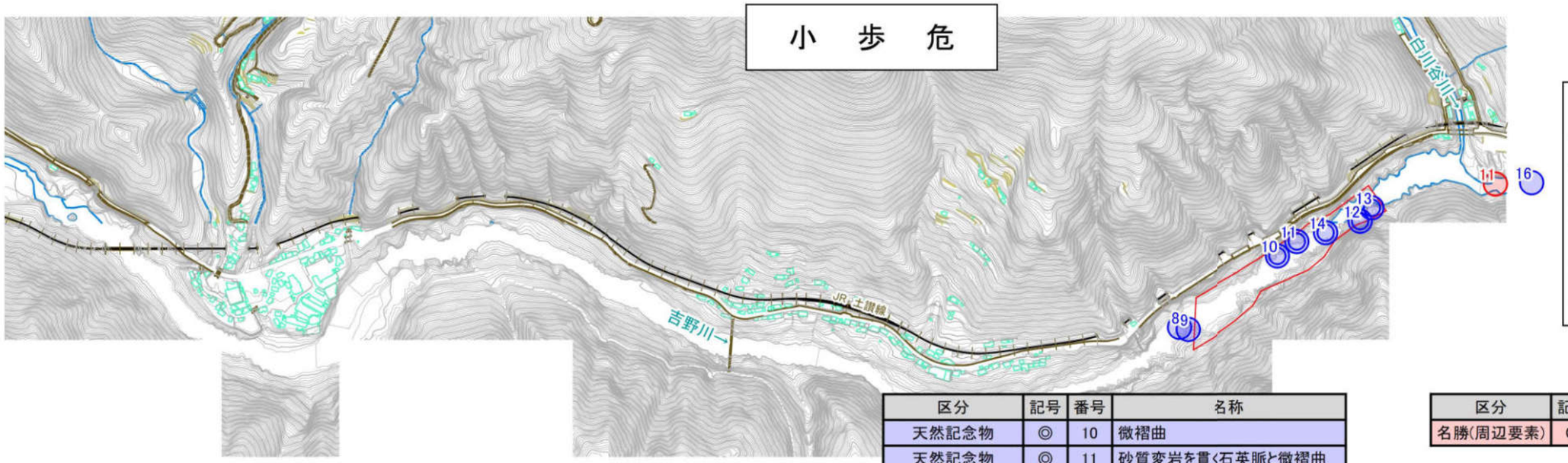

凡　例
- 古道
- 指定範囲(境界)
- 天然記念物
- 指定地外の諸要素
- 名勝
- 指定地外の諸要素

区分	記号	番号	名称
天然記念物	◎	10	微褶曲
天然記念物	◎	11	砂質変岩を貫く石英脈と微褶曲
天然記念物	◎	12	甌穴
天然記念物	◎	13	旧河道
天然記念物	◎	14	V字谷
指定地外の諸要素	○	8	隆起した甌穴
指定地外の諸要素	○	9	微褶曲
指定地外の諸要素	○	16	地質構造ユニット境界の衡上断層

区分	記号	番号	名称
名勝(周辺要素)	○	11	ゲドウノ瀬

0　0.25　0.5　0.75　1 km

1:10000

図12　本質的価値の分布図

天然記念物

◎ ・・・ 天然記念物
◎ ・・・ 指定地外の諸要素

◎ 1. 砂質片岩の堆積構造と火成岩巨礫

◎ 2. 砂質片岩の隆起と渦流浸食による残留突起

◎ 3. 砂質片岩の節理

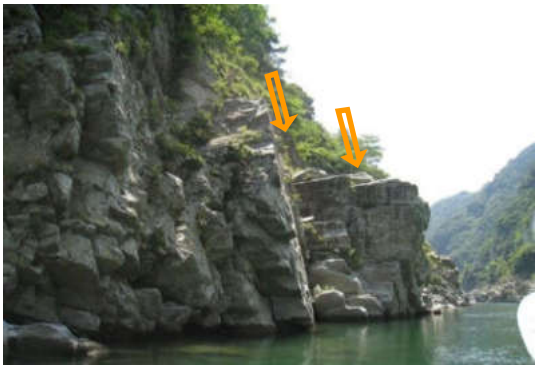

◎ 4. 含礫片岩

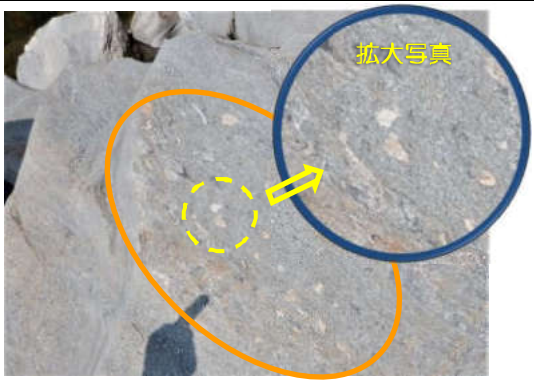

◎ 5. 甌穴

◎ 6. 大歩危の背斜軸

◎ 7. 甌穴

◎ 8. 隆起した甌穴(小歩危)

写真9－1 天然記念物

天然記念物

◎ ・・・ 天然記念物
◎ ・・・ 指定地外の諸要素

◎ 9.微褶曲

◎ １０.微褶曲

◎ １１.砂質片岩を貫く石英脈と微褶曲

◎ 12. 甌穴 (岩石段丘上の酵水甌穴)

◎ 13. 旧河道

◎ 14. V字谷

◎ 15. 祖谷三名の含礫片岩

◎ 16.地質構造ユニット境界の衝上断層

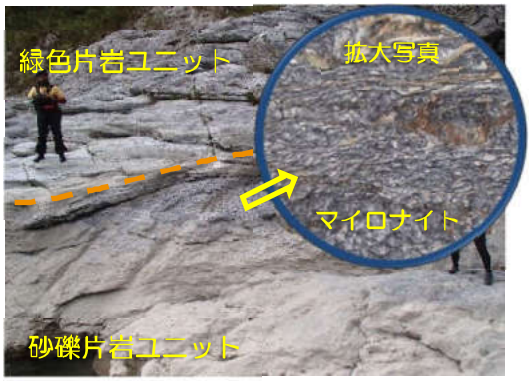

写真9－2 天然記念物

名　勝

・・・　名勝
・・・　指定地外の諸要素

1. 金比羅瀬

2. 獅子岩

3. 雨宿り岩

4. 堂床の瀬

5. 音瀬

6. 白糸の瀧

7. 鵜止まり岩

8. 歩危見岩

写真10－1 名勝

名　勝

・・・　名勝
・・・　指定地外の諸要素

9. 蝙蝠岩（こうもりいわ）

10. カシの瀬

11. ゲドウノ瀬

12. 古道、石積(大歩危)

13. 古道(大歩危古道からの眺望)

14. 句碑(後藤新平の句碑)

15. 句碑(富士素郎の句碑)

16. 背斜構造軸部を利用した古道通行人の休憩所跡

写真10－2 名勝

５　本質的価値の背景となっている事項

① 大歩危小歩危の名前の由来（大ホケ小ホケ）

大歩危と小歩危は現在では「地名」あるいは「地域名」として認識されているが，本来は「ハキ・ハケ・カケ・ガケ」などと同様に，切り立った崖を表す自然地形名称「ホケ」が地名化したものである。

その存在はかなり古くから知られていたようで，１６３１年（寛永８年）の『元親記』中巻にも，長宗我部軍の阿波進入経路の軍議のなかで，阿波境の上名を過ぎたところに「西宇のほけとて三里の大難所有り」と記されている。

大歩危・小歩危の呼称が明確に記されているのは１８１１年（文化８年）刊の『阿波名所図会』上の「小ボケ大ボケ」，１８２５年（文政８年）の『祖谷山日記』では，白川より上流を「小ぼけ・大ぼけ・大鋸の刃坂・聖泣せ，などいへる難所にかかる」，藤川谷が「大ぼけのをはりなり」などである。１８１５年（文化 12 年）の藩撰地誌『阿波志』等には，大歩危と小歩危は，険しく細い道（険路）として，入口と出口の位置や途中の難所などの場所も詳しく記されている。

現行の漢字が当てられているのは，江戸後期後半のものと思われる『三好郡三名大絵図』であり，「大歩怪入口」「大歩怪出口」「小歩怪入口」「小歩怪出口」との記載であり，「崖」「難所」といった自然地形による名称が「危険な道」との印象による表記が定着していったものと推測される。

このように阿波から土佐境へと向かう国境の険しい経路・道そのものを指していたものが，１８７３年（明治６年）の地租改正の際に現在の地名に転じ，字名として「大歩怪」，「小歩怪」が付けられた。これが地名として「大歩怪」，「小歩怪」が使われた最初である。「大歩怪」，「小歩怪」が「大歩危」，「小歩危」に転じたのは，１８７９年（明治 12 年）に出版された「阿波国地誌略地名字引」に「大歩危」，「小歩危」として記載されたのが契機と言われている。

② 交通網整備と景勝地としての発展の歴史

ｲ) 三好新道（現　一般国道 32 号，以下「国道 32 号」という。）

現在は国道３２号となっている，高松～丸亀～池田～高知を結ぶ四国新道（大正９年４月１日，内務省告知第 28 号により，23 号国道に認定）は１８８６年（明治 19 年）に建設が始まり，この一部である三好新道（写真 11）は１８９２年（明治 25 年）頃に，全線は１８９４年（明治 27 年）に完成した。これにより，陸上の往来が格段に向上し，この道を利用して人力車や乗合馬車が運行され，１９１３年（大正２年）頃には高知と琴平を結ぶ民間乗合自動車も運行された。そしてそれが大歩危小歩危の観光地としての発展に大きく寄与した。

三好新道は，山腹を掘削し川側には石を積み，拡げた簡素な道路であり，現在も当時の石積みで建設された旧道の一部が残っている。

写真 11　古絵はがき
（三好新道と大歩危の絶壁）

ﾛ) 土讃線（ＪＲ四国土讃線）

鉄道は，１９１４年（大正3年）に徳島～池田間が開通し，１９３５年（昭和10年）に多度津から阿波池田を経て高知に至る土讃線が全線開通したことにより，多くの文人が来訪し，大歩危への入込客が増加したことで，観光地化が進み，知名度が向上した。土讃線の車窓からは大歩危の渓谷，渓流の絶景を眺めることが出来る。

③ 景観

ｲ) 遊覧船

四国新道の一部である三好新道が１８９２年（明治25年）頃に先駆けて開通したことがきっかけとなり，地元民間業者が遊覧船を開業した。この遊覧船の運航は，当時，大歩危でかんどり舟（荷物を載せない木製の小型の船）に宿泊客を乗せて大歩危を案内したところ，宿泊客がその景観にうたれたのが始まりとされている。

急峻な瀬が点在するため，遊覧船の運航区間は大歩危に限られるが，様々な景色とともに地質学的に貴重な地質構造や岩石を観察することができる。

ﾛ) 日本百景への選定

１９２７年（昭和2年）に鉄道省後援下で大阪毎日新聞社と東京日日新聞社が一般からの投票に基づき「日本新八景」・「日本二十五勝」・「日本百景」の選定を行い，「大歩危小歩危」は渓谷の分野で「日本百景」に選定されている。

ﾊ) 古絵はがきに見る景勝地

大正時代頃に発行された古絵はがきには，鵜止まり岩，歩危見岩（ほけみいわ），蝙蝠岩（こうもりいわ），獅子岩，雨宿り岩，小庭の瀬，金比羅瀬，白糸の瀧，モモが峰，カモシカ谷，小歩危夫婦松（写真12），小歩危ノゾキ松等の景勝地や観光遊覧船の様子が遺されている。

④ 文人による大歩危小歩危の紹介，詩歌，歌謡，漢詩，絵画等

ｲ) 河東碧梧桐（かわひがしへきごとう）による大歩危小歩危の紹介

１９１０年（明治43年）９月に大歩危小歩危を通過した俳人の河東碧梧桐は山城谷村川口で宿泊し，後日，大歩危小歩危の記事を雑誌に紹介している。この中で河東碧梧桐は大歩危小歩危の景色を「かような景は石狩の神居古潭（かむいこたん），信州の天龍峡以来余り見ぬ景色だと思う。（中略）一里過ぎ二里過ぎても，尚ほ形勢を張る無尽の景だ。」と評している。

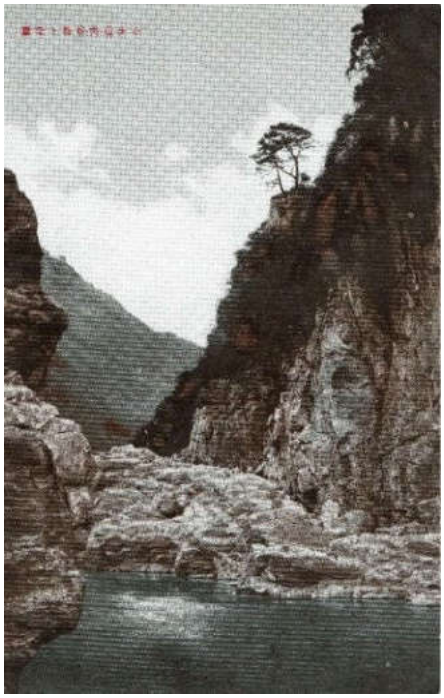

写真12 古絵はがき
（小歩危夫婦松）

ﾛ) 大町桂月（おおまちけいげつ）の紹介文

１９１８年（大正7年）に，紀行文家大町桂月が家族とともに大歩危小歩危を訪れている。大歩危では舟にも乗りこの時の印象を記している。

ﾊ) 野口雨情（のぐちうじょう），吉川英治（よしかわえいじ）の詩歌

野口雨情が作詞した池田小唄には「春はつつじの大歩危小歩危　秋は紅葉の祖谷の渓」と謳われ，また，吉川英治の漢詩などを通じて日本を代表する景勝地となった。

ﾆ) 仁尾小香（冠雪）の文人画

１９１８年（大正７年）には，鉄道開通を機に皇太子（後の昭和天皇）が池田町を訪れた際，三好市井川町出身の画家，仁尾小香，別名冠雪が「大歩危の渓谷図巻」を献上したことで，大歩危の知名度が高まった。

⑤ 渓流と水辺空間の利用

大歩危小歩危では，渓流（写真13）と多くの瀬や淵が存在し，良質な鮎が捕れることで知られている。また，ラフティングコースとして世界トップクラスの評価がなされており，２０１７年（平成29年）には大歩危小歩危をメインコースとして日本初となるラフティング世界選手権（写真14）が開催され，２２カ国から５００人以上の選手等が参加し競技が行われた。

下流の池田湖では２０１８年（平成30年）にウェイクボード世界選手権（第30回記念大会）が開催されており，このように水辺利用の様子は新たな大歩危小歩危の風物詩となっている。

写真 13　水際からの大歩危

写真 14　ラフティング世界選手権

⑥ 施設，構造物

ｲ)「道の駅大歩危」

道の駅大歩危は，大歩危小歩危の休憩機能，道路・観光情報等の様々な情報の発信機能を有している。また，石の博物館として大歩危小歩危の地質構造，「阿波の青石」と呼ばれる三波川変成岩，世界各地の岩石等が展示されている。地元に伝わる妖怪伝説に基づく展示も行なわれている。

ﾛ) 国道３２号

指定地に接する国道３２号の歩道からは，急流や切り立ったＶ字谷の景観など，貴重な地質構造等を眺めることができる。

ﾊ) ＪＲ四国土讃線大歩危駅，小歩危駅

大歩危・祖谷観光の拠点の一つであり，それぞれの駅への車中からも大歩危峡小歩危峡が眺望できる。

ﾆ) 三好市道赤川橋

個人が架設した小歩危にかかる吊り橋を三好市に寄贈したもので，大歩危小歩危の渓流やラフティングで賑わう様子を眺めることができる。

⑦ 周辺の文化財等

ｲ) 文化財等

大歩危小歩危に接する祖谷地方には，西祖谷山村の国指定重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」，国指定重要有形文化財（建造物）「徳善家住宅」，東祖谷の国指定重要有形文化財（建造物）「木村家住宅」，「小采家住宅」，重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」等（巻末資料 1）があり，世界農業遺産に認定された急峻な地形で営まれる蕎麦，ごうしゅいも（じゃがいもの在来種）の栽培等の様子とともに，大歩危・祖谷全体として重要な歴史的風致を形成している。

ﾛ) 妖怪伝説

大歩危小歩危が位置する地域は，険しい地形で平地がほとんどなく，地すべりが多発するなど自然の厳しさと隣合わせであった。また，国境を越えて様々な人々が往き来していたこともあり，危険な場所であることを伝えるための「生活の知恵」として，この地域には数多くの妖怪伝説が語り継がれてきた。地元では「児啼爺（こなきじじい）」発祥の地とされ，他にも１５０以上の妖怪伝説が残っていると言われている。

⑧ 石碑等

ｲ) 遊覧船乗り場付近には，１９５３年（昭和 28 年）から徳島県指定天然記念物（地質鉱物）となっている含礫片岩の説明板（写真 15）が設置されている。

ﾛ) 剣山国定公園大歩危の石碑，小歩危の石碑（写真 16－1，写真 16－2）が国道３２号沿いに設置されている。

写真 15 含礫片岩説明板

写真 16－1 大歩危国定公園碑

写真 16－2 小歩危国定公園碑

第４章　現状と課題

１　指定範囲の現状と課題

（１）指定範囲の現状

指定地は８頁の図２に示すように，上流部の藤川橋付近から下流部の白川橋付近まで，大歩危小歩危の学術的な特徴が確認された約６．５ｋｍの区間（以下「全体区間」という。）の一部である。指定地は河川敷地であり，大歩危地区の延長約１，１００ｍと小歩危地区の延長約４６０ｍの二つの区間の河床である。大歩危小歩危の河床から山稜に至る周辺部分は，指定地と同様の価値を有しているが，現在の指定地はこの内の吉野川の河床部分だけである。

この指定地と同様の価値を有する範囲は広く，この中には既に観光拠点施設等が立地している。上流部には，「大歩危峡まんなか」，「RiverStation　West－West」が，中流部には「サンリバー大歩危」などがあり，それぞれが駐車場,休憩，眺望等の観光拠点機能を有している。また，「大歩危峡まんなか」は遊覧船乗場，「RiverStation West－West」はラフティング等の基地機能を有し，「サンリバー大歩危」周囲には三好林業総合センター，旧西宇小学校などの地域の拠点施設が立地している。

以上のような土地利用形態がある中で，指定地は大歩危小歩危の価値を有する広い範囲のごく一部分にとどまっている。

（２）植生と吉野川

後述するように指定地は川幅の狭い河川敷であるため，吉野川の流量変化による大きな水位変動があり，水害等をもたらす要因となる一方で，その侵食作用は大歩危小歩危に特有の地形・景観を生み出している。大歩危小歩危の急峻な渓谷や獅子岩等の奇岩，岩石段丘等は侵食作用により形成されたものであり，また，点在するキシツツジの群落等の渓流沿い植物と標高が高い位置の広葉樹林等の植生の違いは水位変動によるものである。このように吉野川は大歩危小歩危に多様性をもたらしている。

右図（図 13）は,ＵＡＶ（無人航空機）撮影写真を基に小歩危断面（指定範囲最下流端から100ｍ付近）の計測を行ったものである。この場所では,標高１３７ｍ付近が樹林帯と岩石露頭の境界となっており，岩石露頭面がそのまま標高１２０ｍ付近の吉野川の河川水面に続いている。

図 13 小歩危の植生境界

（2019 年 1 月 22 日の UAV 撮影写真を基に計測）

① 植生

大歩危小歩危では，落葉広葉樹と常緑広葉樹が渓谷，渓流とともに景観の大きな構成要素となっている。

一方で，吉野川左岸側（西岸側）では樹木の密生により，国道沿いの遊歩道からの大歩危小歩危の地質構造や景観の眺望が妨げられている箇所（写真 17－1，写真 17－2）等がある。今後，関係機関との調整や所有者等の理解のもとで，適切な樹木管理を検討する必要がある。

写真 17-1　植生状況 1

写真 17－2　植生状況 2

② 吉野川

指定地は吉野川の河川区域の一部である河床，河岸となっている。吉野川は上流の高知県土佐町等にある早明浦ダム（1975 年：昭和 50 年完成）により，流量等の管理が行われている。指定地は川幅が狭い渓谷地であるため，降雨や渇水などの流量状況による水位変動が大きく，遊覧船等の運行や漁業者に影響を与え，施設への被害をもたらすことがある。利用者　　（遊覧船，ラフティング，漁業者等）からの聞き取りでは，下名観測所（三好市山城町下名，管理者：独立行政法人水資源機構）の水位標値で２ｍ前後が利用する上では最も望ましい水位と言われている。なお，台風等の豪雨時には増水により非常に大きな水位変動が生じ，近年でも２０１４年（平成 26 年）８月には，早明浦ダム完成前の既往最高水位（1968 年：昭和 43 年 8 月）に近い水位が観測されている。このような増水・水位変動（図 14，写真 18－1，写真 18－2）が地形地質や植生に及ぼす影響を把握することは重要である。

下名水位観測所　年間最高水位

年	月日	最高水位
		m
2000	7月31日	20.19
2001	10月10日	7.30
2002	9月1日	15.12
2003	5月31日	10.78
2004	8月1日	19.21
2005	9月7日	18.91
2006	4月11日	14.29
2007	7月14日	17.56
2008	5月25日	5.65
2009	8月10日	9.41
2010	6月26日	16.79
2011	9月20日	11.89
2012	9月17日	13.65
2013	9月4日	14.04
2014	8月3日	23.09
2015	12月11日	14.27
2016	9月20日	8.50
2017	10月22日	11.63
2018	7月7日	18.77

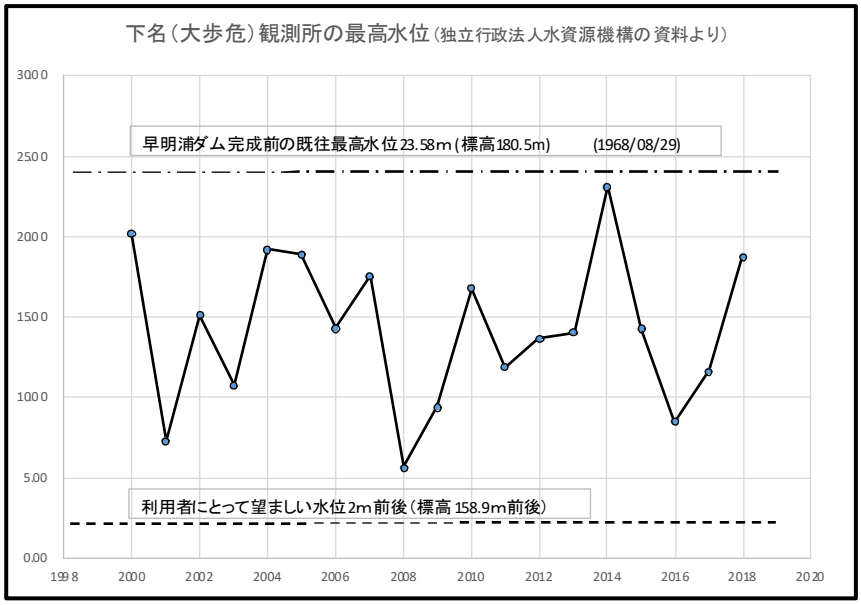

図 14　最高水位の状況

写真 18-1　通常時

（道の駅大歩危）

写真 18-2 増水時

（道の駅大歩危）

２　指定範囲の活用の現状と課題

① 本質的価値を有する箇所への接近

大歩危小歩危の特徴である急流，急崖の存在により，陸上からの大歩危小歩危の本質的価値を有する箇所へのアクセスは困難な状況である。

大歩危では，吉野川左岸（西岸側）の国道３２号から河床の指定地までは急峻な崖地形であり，右岸（東岸側）はＪＲ土讃線の線路のみで，一般人が通行できる道はない。このため，大歩危では遊覧船を利用すれば下流の「堂床の瀬」付近までの地形地質や眺望をある程度観察することができるが，そこから下流へはラフト等の利用が必要となる。

小歩危では，さらに地形が急峻となるためラフト等を利用しないと地形地質や眺望の観察はできない。

このように，大歩危小歩危が有する多様な本質的価値の所在地に近づき，地形地質の観察や瀬や淵，渓谷等の景観を楽しむためにはラフト等の利用が必要となるが，それは子どもや高齢者，身体の不自由な人には困難な状況である。

② インバウンド来訪者の状況

大歩危小歩危へのインバウンド来訪者数は把握されていないが，大歩危と一体性を成す観光施設の「祖谷のかずら橋」では，近年，入込客数が増加傾向にある（図 15）。また，大歩危・祖谷地区のインバウンド宿泊客も顕著に増加している（図 16）。このことから，大歩危小歩危へのインバウンド入込客数もこれらと同様に増加しているものと推測される。

こうしたなか，三好市では「三好ジオパーク構想　基本・実施計画」を策定し，日本ジオパーク認定に向けた取り組みを行っている。この一つとして，ジオパークガイド養成講座を開講しガイドの養成に取り組んでおり，今後のインバウンドにも対応したガイド育成も視野に入れた取り組みを目指している。

一方，天然記念物及び名勝「大歩危小歩危」の指定内容を示す説明板や案内標識等は現地にほとんど設置されておらず，多言語対応となっていないため，大歩危小歩危の重要な場所がどこにあるのかわからないなど，インバウンド来訪者の増加に対する対応が遅れている。

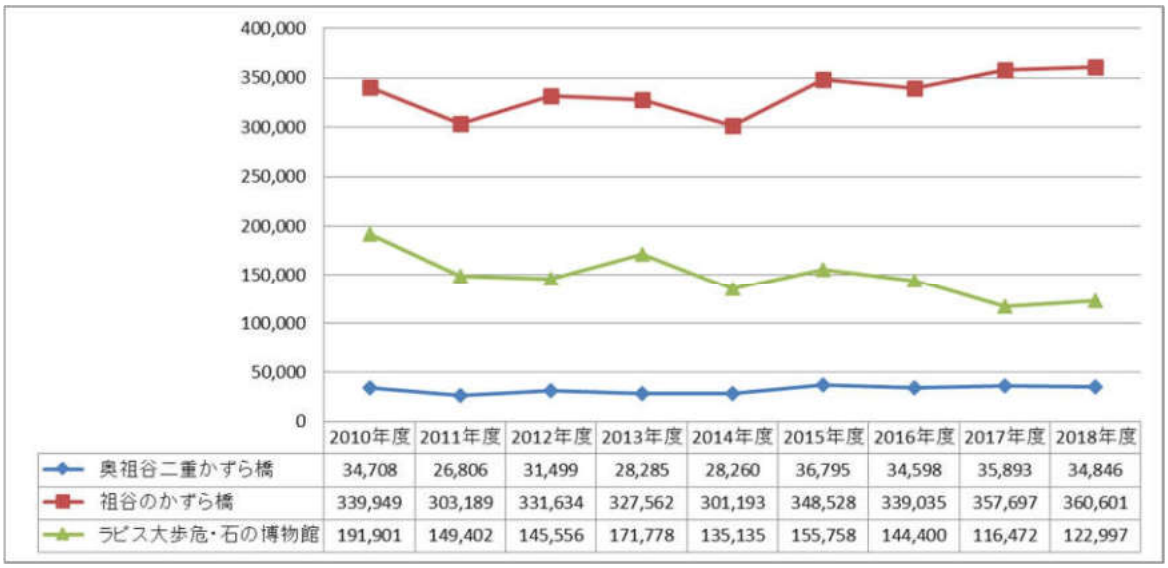

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
奥祖谷二重かずら橋	34,708	26,806	31,499	28,285	28,260	36,795	34,598	35,893	34,846
祖谷のかずら橋	339,949	303,189	331,634	327,562	301,193	348,528	339,035	357,697	360,601
ラピス大歩危・石の博物館	191,901	149,402	145,556	171,778	135,135	155,758	144,400	116,472	122,997

図 15　大歩危・祖谷の観光入込客数の推移

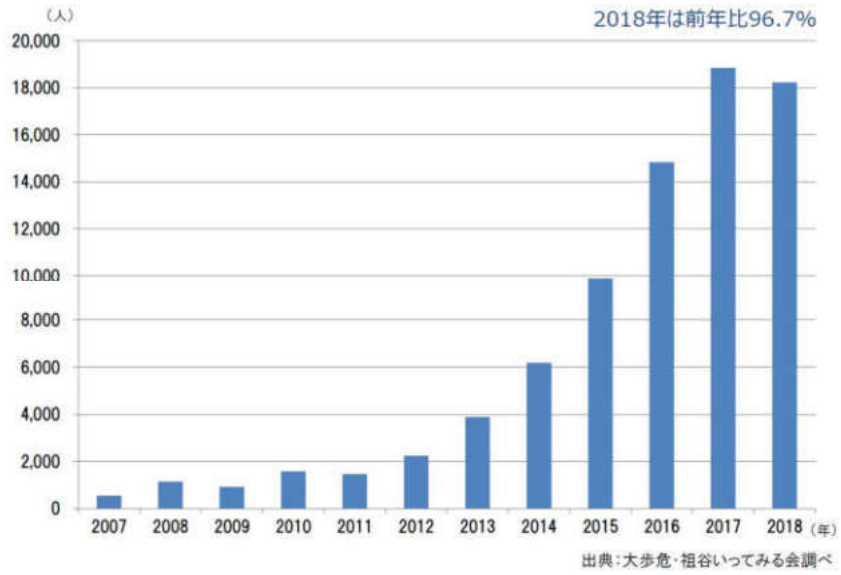

図 16　大歩危・祖谷の外国人宿泊客数の推移

③ ビューポイントへのアクセス

ｲ) 眺望の良いビューポイントなど，大歩危小歩危の本質的価値を有する場所はあるが，その近辺では安全に駐停車できる場所が限られる。

ﾛ) 国道の路側に所々に駐車余地のある箇所があるが，見通しが悪く通過車両も多いため来訪者が利用するには危険な状況である。民間駐車場やシャトルバス等の活用方策の検討が必要である。

④ 「道の駅大歩危」の展示内容

指定地に隣接する「道の駅大歩危」に展示されている，妖怪屋敷，石の博物館の展示内容だけでは，来訪者に対して天然記念物及び名勝大歩危小歩危の価値やその内容が体系的に伝わりにくい。大歩危小歩危の地質学的価値や歴史的背景，景観，ジオパーク等も視野に入れた展示の充実とともに，学校教育等との連携を図ることが必要である。

３　指定範囲の整備の現状と課題

指定地には天然記念物や名勝地の由来等を示す公的な説明板，案内標識等がほとんど無い。主要な景勝地の近辺には民間による説明板が置かれているが，その表示は場所の説明程度であり，来訪者に大歩危小歩危の貴重で多様な価値を説明できる内容となっていない。

また，大歩危小歩危には景色を眺めながら散策することにより，魅力を感じられる場所は多くあるが，現状は散策コース設定や案内所，適当な休憩場所等が設置されておらず，その魅力を発揮できていない。

４　運営体制の現状と課題

現在は，三好市，一般社団法人三好市観光協会，民間団体による大歩危祖谷等の観光ＰＲ活動が行われているが，保存活用の運営体制はまだできておらず，この構築が課題となっている。

第５章　保存活用の目標と基本方針

１　保存活用の目標

大歩危小歩危は，１８９４年（明治 27 年）に四国新道（現国道 32 号）の全線開通をきっかけに景勝地として広く知られるようになった。現在では，四季折々の風光明媚な観光地としてだけでなく，世界選手権が開催されたラフティングの本場として，ウォータースポーツの面でも有名である。また，学術分野においても，地質鉱物分野での諸調査が行われた結果，大歩危小歩危の三波川変成岩がわが国の地質の成り立ちを知る上で重要な地質現象を示すものとして高い評価がなされ，天然記念物（地質鉱物）及び名勝地として文化財の指定を受けた。

以上のような大歩危小歩危が有する多様な価値を地域固有の資源と位置付け，祖谷渓谷をはじめとする観光資源とともに有効活用を図るため，三好市総合計画においては「文化の振興」や「観光の振興」などを基本施策として位置付けている。

このことから，本計画においては大歩危小歩危が有する貴重かつ多様な文化財の本質的価値を今後とも維持保存するとともに，市内各地の文化財等施設との連携や学校教育等との連携，大歩危小歩危での「ラフティング体験」，世界農業遺産認定を受けた傾斜地農耕の「農山村の暮らし体験」など地域の特色を活かした体験型観光等との連携を図り，大歩危小歩危の価値，魅力を高めるとともに交流人口の拡大を図る。

このため，自然環境等との調和を図りながら，インバウンドを含む多様な来訪者のニーズに応えるとともに，快適かつ安心して楽しめる受入れ環境の整備に取り組み，子供から高齢者まで年代や身体状況にかかわらず，世界各国の人々に親しまれ多様な活用がなされることを目標とする。

２　保存活用の基本方針

天然記念物及び名勝大歩危小歩危の保存活用の目標の実現に向けた基本方針は次のとおりとする。

① 文化財として保存活用を図るため，適切な整備を行う。
② 大歩危小歩危の持つ地形地質等の学術的価値，風致景観，水辺空間などの貴重かつ多様な価値を保護する。
③ 自然環境等との調和を図る。
④ 子供から高齢者まで年代や身体状況にかかわらず親しまれる多様な利用の場を目指す。
⑤ 世界各国の人々に親しまれ，多様な利用がなされる場を目指す。
⑥ 安全で安心して利用が出来る場を目指す。
⑦ 貴重な地形地質，風致景観などで容易にアクセスできない場所の可視化を図る。
⑧ 大歩危小歩危の指定地延長１.６ｋｍ区間だけでなく，現在は指定地外となっている区域も含め，一体として保存活用を図るべきと考えられる延長６.５ｋｍの全体区間について，文化財としての価値の広報･普及啓発に取り組む。このため，次のようにエリアを区分し，エリアの特徴・特性に応じた保存活用及び整備を図る。

ｲ）大歩危小歩危の景観を形づくっている稜線までを「景観エリア」とする。
ﾛ）利用者の利便性，安全性向上のために，全体区間を「施設エリア」と「整備エリア」に区分する。

ハ）「施設エリア」相互の連携を図ることにより，大歩危小歩危の貴重な価値の維持保存と多様な活用を図る。

ニ）保存活用のための整備の対象となる区域を「整備エリア」とする。

以下，それぞれのエリアの詳細については第７章以降で述べる。

３　構成要素別の保存管理の基本方針

構成要素別の保存管理の基本方針を以下の表に示す。

１　天然記念物

分類	区分	細分	保存管理の基本方針
自然	地質	三波川変成岩	指定地の保存と価値の向上及び多様な活用に取り組む。また，貴重な地形地質で容易にアクセスできない場所の可視化に取り組む。 指定地における現状変更は，保存・活用や防災・安全対策，公共施設の維持管理等のために実施するものであって，かつ，文化財としての価値に与える影響が軽微なもの以外は認めないことを基本とする。 指定地の整備については，保存活用のために必要なもの以外は行わないことを基本とする。
		含礫片岩	
		砂岩泥岩層の微褶曲と石英脈瘤の造形	
		砂質片岩の節理	
	地形	Ｖ字谷	
		岩石段丘上に残る離水甌穴（おうけつ）・旧河道	
		渦流による砂質片岩の侵食と岩盤の隆起の同時進行による岩の造形	

２　名勝

分類	区分	細分	保存管理の基本方針
自然	渓谷	渓谷	指定地の保存と価値の向上及び多様な活用に取り組む。また，奇岩，渓流等の貴重な景観で容易にアクセスできない場所の可視化に取り組む。 指定地における現状変更は，保存・活用や防災・安全対策，公共施設の維持管理等のために実施するものであって，かつ，文化財としての価値に与える影響が軽微なもの以外は認めないことを基本とする。 指定地の整備については，保存活用のために必要なもの以外は行わないことを基本とする。
	渓流	瀬と淵	
	岩石	奇岩	
	植生	常緑・落葉広葉樹林等の植生	指定地と一体となり良好な景観を形成している植生の維持を基本とするが，樹木の密生によって指定地の地形地質構造や景観の眺望の妨げとなっている箇所については，関係機関等との調整のうえ適切な樹木管理を検討する。

３　指定地外の諸要素

分類	区分	細分	保存管理の基本方針
自然	地形地物	地質構造ユニット境界の衝上断層	指定地と同様の状態が残っている箇所については，将来的な全区間の文化財指定を念頭に置き，指定地と一体となって適切な保存と価値の向上，多様な活用がなされるよう取り組む。 整備については，保存活用のために必要なもの以外は行わないことを基本とする。 指定地を含む全体区間の保存活用を図るため，全体区間をエリアに区分し，エリア相互の連携とそれぞれの特徴・特性に応じた保存活用を図る。
		含礫片岩	
		渓谷	
		瀬と淵，瀧	
		奇岩	
		風致景観を形成する渓谷，山稜	大歩危小歩危の風致景観を構成する渓谷，山稜を景観エリアとして位置付け，土地利用の状況を踏まえながら，景観の維持向上に取り組む。 現状の維持保全に取り組むことを基本として，将来的に条件が整った際には文化財指定に取り組む。
人文	施設，構造物	大歩危小歩危の古道	将来的な文化財指定を念頭に置き，利用の安全性を考慮した上で，可能な部分について保存，整備を検討する。古道の歴史，由来等の展示利用等に取り組む。
	文芸	句碑	現状の維持保存に取り組む。 句碑が設置された由来等の情報提供の充実に取り組む。

第６章　保存管理

１　保存管理の方向性

大歩危小歩危の地形地質と風致景観は大歩危から小歩危までの区間が一体となって天然記念物及び名勝としての価値を有している。また，大歩危小歩危は，近年，ラフティングなど多様な水辺利用が行われる全国的にも貴重な河川空間を有する地域である。

このため，市と教育関係者，観光関係者等の連携を図り，指定地の貴重な価値や魅力の保存管理に努める。また，全体区間及び周辺地域については，将来的に各種条件が整った際の文化財指定を念頭に置き，適切な維持保全に取り組む。

２　指定地の保存管理の方法

（１）保存管理

指定地については，現状を出来る限り良好に維持保存することを基本とする。

指定地に接し一体となって良好な景観を形成している植生については，現状の維持保存を基本とする。樹勢の強い樹木やフジ等の密生により，他の植生の阻害や名勝・天然記念物の価値に対する影響が及ぶ恐れがある場合は，関係法令や関係者等との調整を図り，指定地の景観・眺望を阻害する樹木やフジ等の適切な植栽管理（枝打ち剪定，間伐等）に取り組むとともに，必要な場合には，大歩危小歩危の現況の植生に沿った落葉広葉樹の補植等を検討する。また，大歩危小歩危の景観に馴染む説明板類，建造物等の誘導の取り組みを検討する。

（２）モニタリング

指定地は，５２頁図１４の最高水位でも明らかなように，豪雨による増水の影響を受け易く，現状を定期的に把握することが求められる。

そこで今後は，大歩危小歩危の指定地等にそれぞれ２か所の観測地点を設け，比較的水位の安定する秋以降に，現状を定期的に把握するためのモニタリングを実施する。

具体的なモニタリング手法は，定期的な写真撮影や詳細観察により，段丘の崩落，土石堆積状況等の変化及びその周辺の植生界の状況を把握しカルテ等に取りまとめる。

モニタリングを行う観測地点は次の箇所とする。

・大歩危地域では，獅子岩付近及び大歩危背斜軸露頭付近（写真19-1）の２か所
・小歩危地域では，指定地の中間地点及び指定地下流のゲドウノ瀬付近（写真19-2）の２か所

写真 19-1 大歩危背斜軸露頭付近

写真 19-2 ゲドウノ瀬付近

３　追加指定

大歩危小歩危の学術的な特徴が確認された約６．５ｋｍの全体区間のうち，文化財の指定がなされていない区間については現状の適切な維持保全に努め，地権者，関係者等の理解と協力を得ながら文化財指定に向けての諸条件整備を図り，大歩危小歩危全体区間の将来的な文化財指定に向けて取り組む。

４　現状変更等の取り扱い方針

（１）文化財保護法に基づく現状変更等の考え方

史跡名勝天然記念物の現状変更等については，文化財保護法第１２５条第１項で次のように規定されている。

> 文化財保護法第１２５条第１項
> 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし，現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合，保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は，この限りではない。

現状変更とは，物理的作為的に現状を変更する行為である。現状を変更する場合，後述の「維持の措置」,「非常災害のために必要な応急措置」を除き，原則として文化庁長官の許可を得ることが必要となる（図 17)。

また，指定範囲外で行う行為であっても，指定地の保存に影響を及ぼす行為（物理的に現状に変更を及ぼすものではないが，将来にわたり支障をきたす行為）であると考えられる場合にも，文化庁長官の許可が必要である。現状変更については，指定地に影響があるかどうかについて判断の必要があるため，案件ごとに三好市教育委員会へ協議する必要がある。

なお,国の機関が行う現状変更等については,文化財保護法第１６８条に規定されている。また,「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現場変更等の許可申請等に関する規則」第４条における維持の措置の範囲とは，以下のとおりである。

> 一　史跡，名勝又は天然記念物がき損し，又は衰亡している場合において，その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡，名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては，当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
> 二　史跡，名勝又は天然記念物がき損し，又は衰亡している場合において，当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
> 三　史跡，名勝又は天然記念物の一部がき損し，又は衰亡し，かつ，当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において，当該部分を除去するとき。

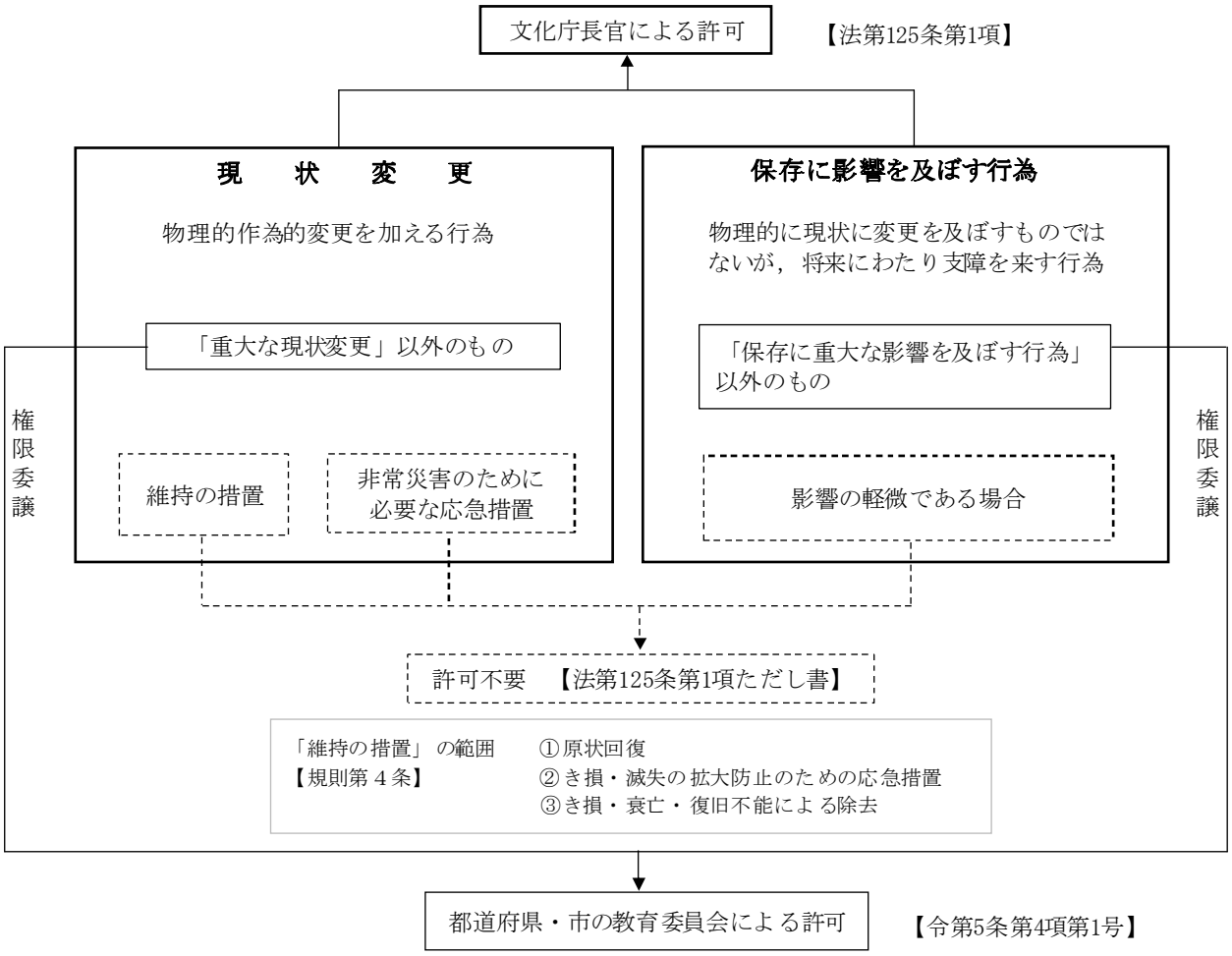

図 17　現状変更等の許可について

（令和元年度「記念物保護行政担当者会議」資料より引用）

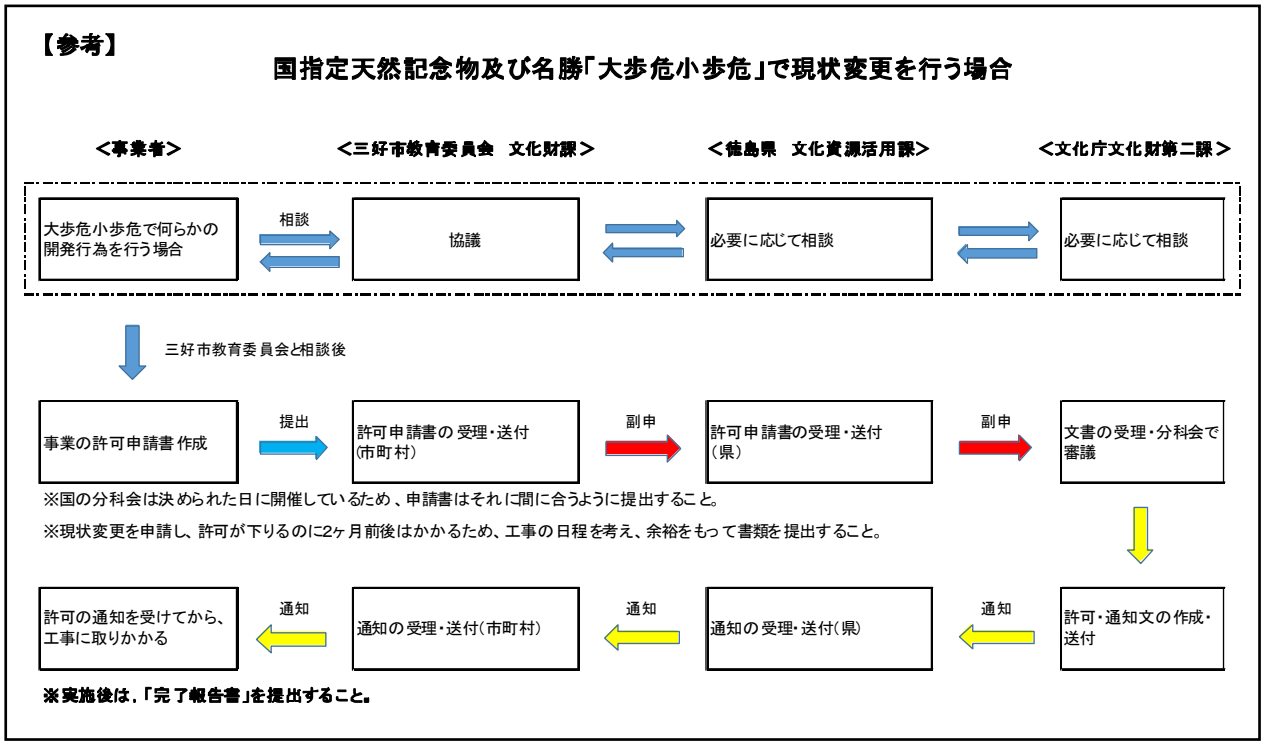

図 18　現状 変更を行う場合の手続き

（２）指定地における他の法令等による規制

大歩危小歩危の天然記念物及び名勝指定地には，文化財保護法の他に次の法令や市景観条例等が関わっており，これらに基づく適切な規制を行う。

① 河川法による規制

河川法の目的は，同法第１条において「この法律は，河川について，洪水，高潮等による災害の発生が防止され，河川が適正に利用され，流出の正常な機能が維持され，及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより，国土の保全と開発に寄与し，もって公共の安全を保持し，かつ，公共の福祉を増進することを目的とする。」とされている。

本指定地は同法第４条により指定された「１級河川吉野川」の一部であり，同法第６条に基づく「河川区域」と重複している。本指定地の河川管理者は，同法第９条第２項により徳島県知事となっている。

河川区域内では，同法第２５条，第２６条，第２７条により，土石の採取，工作物の新築等，土地の掘削・盛り土等の形状変更を行うには河川管理者の許可が必要となっている。

② 自然公園法による規制

自然公園法の目的は，同法第１条において「この法律は，優れた自然の風景地を保護するとともに，その利用の増進を図ることにより，国民の保健，休養及び教化に資するとともに，生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」とされている。

本指定地は自然公園法第５条第２項により指定された「剣山国定公園」の区域に含まれ，「普通地域」となっている。管理者は徳島県知事である。また，今後保存を要する区域についても，住居・建造物等が集中している箇所以外は，剣山国定公園の普通地域となっている。

自然公園法第３３条により，普通地域では一定規模の開発行為等については都道府県知事への届け出を要する。また，都道府県知事は，国定公園の風景を特に保護する必要があると認めるときには，必要な限度で禁止，制限等ができる。

③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)による規制

土砂災害防止法の目的は，同法第１条において「この法律は，土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため，土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし，当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに，著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し，建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか，土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により，土砂災害の防止のための対策の推進を図り，もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。」とされている。

本指定地には，土砂災害防止法第７条により指定された「土砂災害警戒区域」，同法第９条により指定された「土砂災害特別警戒区域」は無く，同法による規制はないが，大歩危小歩危全体区間としては「急傾斜地の崩壊」，「土石流」に係る土砂災害特別警戒区域等が点在している。

④ 三好市景観条例による規制

三好市景観条例の目的は，同条例第１条において「この条例は，豊かな自然に包まれながら先人たちが培ってきた，落ち着いた『ふるさとの情景』と人々の『くらしの姿』及びそこに生きるわたしたちの『こころ』があらわれる三好市の景観を守り，育み，創造していくため，景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき必要な事項を定めることにより，自然と共生してきた歴史・文化や人々の営みの中で育まれてきた良好な景観の継承と創造を図り，もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。」とされている。

同条例第７条により，市長は法第８条第１項に規定する景観計画を定めるものとされており，２０１１年（平成23年）３月に三好市景観計画が定められた。この中で，「三好市全域を景観区域として定める。」とされている。

景観区域内では，法第１６条第１項第１号から第３号に規定する建築等，建設等や都市計画法に規定する開発行為等，同法同条同項第４号の規定を受け同条例第９条で定める土地の形質変更等の行為をしようとする者は，あらかじめ，三好市長へ届け出ることが必要となっている。

（３）指定地の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対する方針

① 指定地での岩石類の採取

指定地は，吉野川の増水時には，河川の掃流力により岩石類が流されることがあり，また，節理面に沿った岩の自然剥離など自然現象により現状変化が生じる。こうした本質的な自然現象以外の行為によって生じる指定地への現状変更を排し，貴重な地質鉱物の状態を保存することが重要である。このため，指定地については，学術調査・研究目的以外の岩石類の採取等は原則として認めず，現状を保存することを基本とする。

② 指定地における現状変更

指定地において，保存・活用や防災・安全対策，公共施設の維持管理等のために現状を変更する必要が生じる場合が考えられる。この場合においては，下記の目的のために実施するものであって，かつ，天然記念物及び名勝に与える影響が軽微なもの以外は認めないことを基本的な方針とする。

・指定地の保存活用に資する天然記念物及び名勝の保存活用に関わるもの
・学術調査，研究に関わるもの
・緊急防災関連事業に関わるもの
・既存道路敷周辺の維持管理事業に関わるもの
・河川周辺にある既存構造物の維持管理事業に関わるもの
・既存線路敷周辺の維持管理事業に関わるもの
・住民生活の安全に関わるもの

③ その他

河川法，自然公園法等の法令の所管機関と連携し，適切に保存が図られるよう取り組む。詳細は，「第１０章　運営体制　３　関係機関との連携」で述べる。

第７章　周辺環境の保全

１　周辺環境の保全の方向性

（１）周辺地域の保全と将来的な方向性

全体区間６．５ｋｍのうち，天然記念物及び名勝の指定がなされていない区間についても，指定地と同様に三波川変成岩の露出や地質構造，特異な含礫片岩の露頭等の地質学的に貴重な要素が存在する。また，「鵜止まり岩」，「歩危見岩（ほけみいわ）」，「蝙蝠岩（こうもりいわ）」といった奇岩や「音瀬」，「カシの瀬」，「ゲドウノ瀬」などの瀬，「白糸の瀧」などの風光明媚な景観を構成する要素も多い。さらに，指定地である河川部分を中軸として，Ｖ字谷を挟み両側から迫る傾斜面を含めた山稜は大歩危小歩危全体の風致景観を構成している。

こうしたことから，指定地と同様の状態が残されている区間については，将来的な文化財としての追加指定を念頭に置き，現状の維持保全に努める。

また，指定地に接し風致景観を形成する山稜については，既に多様な土地利用が行われている箇所等の現状を踏まえ，また，関連する諸計画等との調整を図り，「景観エリア」として長期的展望のもとに景観の維持，向上に取り組むものとする。

（２）周辺地域の古道等

大歩危には通行の難所であった古道の一部が今も残っており，展望台からは当時と同様の景色が窺える。この古道については，将来的な文化財指定を念頭に置き，利用の安全性を考慮した上で，可能な部分について保存に取り組む。

また，指定地に隣接する国道３２号に面した後藤新平，富士憲郎（のりろう）の句碑の維持保存に取り組む。

２　景観エリア

Ｖ字谷を挟み両側から迫る傾斜面を含めた大歩危小歩危の風致景観を構成する渓谷，山稜は指定地を補完し，その価値を高めている場所である。そこでこの場所を「景観エリア」として位置付け，長期的展望のもとに景観の維持，向上に取り組む。将来的に条件が整った際には，文化財指定に取り組む。

「景観エリア」の範囲は，吉野川の右岸側（西祖谷山村・池田町側）については指定地から稜線まで，吉野川左岸側（山城町側）については指定地から大歩危小歩危の古道を含めた周辺地域までの範囲（図 19）を基本とする。

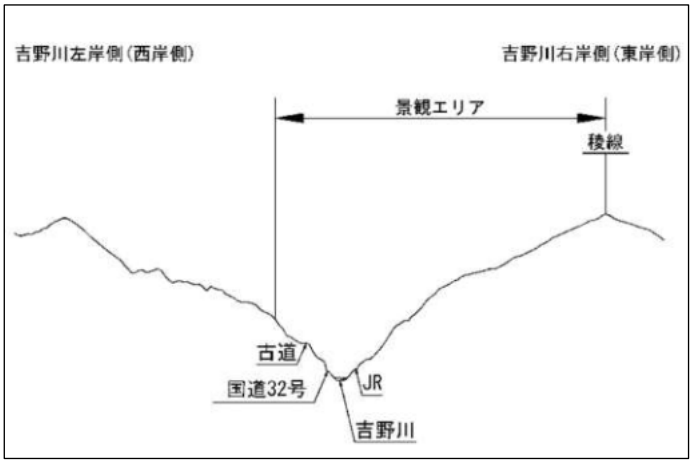

図 19　景観エリアイメージ

第８章　活用

１　活用の方向性

大歩危小歩危の天然記念物として有する地形と地質鉱物の学術的価値，名勝として有する風致景観，また，指定地と一体となって価値を有する隣接区域や水辺空間など大歩危小歩危の有する貴重かつ多様な価値を高め，維持するとともに，さらなる活用を図る。

現状では，切り立った崖や急流があるために，貴重な地形地質や風致景観などを観察したり，触れたりすることは容易でない。この対策として，３次元画像等の情報を活用することで，容易にアクセスできない場所の可視化に取り組むこととし，年代層や身体状況にかかわらず，世界各国の人々に親しまれ，多様な活用，利用がなされる場作りを目指す。

また，大歩危小歩危は観光地としても知られており，関係機関・団体との調整のもと，来訪する観光客や渓流でのラフティング利用者等に対するさらなる魅力向上，安全向上に取り組む。

２　活用の方法

（１）エリア相互の連携

大歩危小歩危の指定区間だけでなく，大歩危小歩危全体区間６．５ｋｍの価値・魅力度を高めるため，後述するエリア相互の連携を図り，区域外施設とも連携し活用を図る。

（２）活用の方法

① 価値の向上

ｲ）従来の蓄積データの展示活用の充実を図る。

・大歩危小歩危の地形地質，岩石鉱物等の展示の充実

・古道の歴史，古図，大歩危小歩危の名称の由来等の展示

・古い絵はがき，コンテスト写真，絵画等の展示

・ＶＲ（仮想現実）等の３次元データを用いた名勝，奇岩等が具体的に感じられる展示

ﾛ）歩行者の散策コース設定と広報の検討を行う。

ﾊ）ＪＲ等との連携による広報強化を図る。

・大歩危駅～小歩危駅散策コース等の広報等

② 多様な活用

ｲ）案内標識等の説明板の充実を図る。

ﾛ）散策コースの設定

ﾊ）観光拠点施設，主要施設等の間の情報ネットワーク化を検討する。

ﾆ）大歩危小歩危の蓄積データの共有を図る。

ﾎ）多様な来訪者に対応できる観光ボランティア，ガイド育成等の観光案内体制を検討する。

ﾍ）道の駅大歩危の展示の充実と学校教育等との連携を図る。

・地質鉱物探索ツアーなど学校教育現場（理科部会）への組み込み。

・地域教材の開発等による地域の歴史，伝承の学習への利活用

・総合的な学習等への活用とその成果としての児童生徒作品の展示等

ﾄ）市，観光関係者，水辺利用関係者，教育関係者等で構成する保存活用団体の設立に取り組む。

ﾁ）インバウンドを含む多様な来訪者を対象にした総合的な広報活動等に取り組む。

第９章　整備

１　整備の方向性

保存活用計画で対象とする全体区間６．５ｋｍの内，指定地の整備については保存活用のために必要なもの以外は行わないことを基本とする。また，指定地に密接に関連する箇所の整備は「第６章　保存管理　４　現状変更等の取り扱い方針」に準じたものであることを基本とする。

対象とする範囲は，大歩危小歩危の将来的な全区間指定を念頭に置き，吉野川流下方向では全体区間を対象として検討することを基本とする。また，吉野川流下直角（横断）方向についても，流下方向と同様に指定範囲だけに限定せず，その周辺も含めて検討することを基本とする。

全体区間が長く，地形，土地利用状況，既存施設の分布状況等が場所により異なるため，それぞれの特性・特徴に対応したエリアに区分し，それぞれのエリアの相互連携により大歩危小歩危の価値の向上が図れるよう取り組む。

２　施設エリアと整備エリア

次の基本的な考え方により，全体区間を「施設エリア」,「整備エリア」に区分する。

（１）施設エリア

「施設エリア」に望まれる機能としては,

・文化財に関する情報提供
・天然記念物及び名勝の資料展示
・優れた眺望拠点
・水辺空間へのアクセス拠点
・利用者への搬送拠点
・大歩危小歩危からの駐停車拠点
・休憩，宿泊拠点

等であり，こうした役割を果たすエリアの相互の連携により，大歩危小歩危の更なる魅力向上を図る。

具体的な施設エリアとしては，施設立地や土地利用の現況により，指定地外にある既存民間施設等を中心とする次のエリアとする。

① エリアＡ：民間施設「大歩危峡まんなか」等を含むエリア
② エリアＢ：民間施設「RiverStation West－West」等を含むエリア
③ エリアＣ：民間施設「サンリバー大歩危」,「三好林業総合センター」,
　　「(旧) 西宇小学校」等を含むエリア
④ エリアＤ：大歩危小歩危の端部に位置するエリア
⑤ 全体区域外のエリアＥ：「道の駅大歩危」を含むエリア

（２）整備エリア

「整備エリア」は，指定地を含む次の「大歩危整備エリア」,「小歩危整備エリア」（図 20）とし，今後，それぞれのエリアを中心として，説明板等の情報充実，樹木管理等の対策を講じるものとする。

① 大歩危整備エリア

国道３２号の河川側に歩道が設置されており，歩道散策等をしながら風致景観や天然記念物の眺望が期待できる区間である。

② 小歩危整備エリア

小歩危地域の中で，国道３２号の河川側に歩道が設置されており，歩道散策等をしながら風致景観や天然記念物の眺望が期待できる区間である。

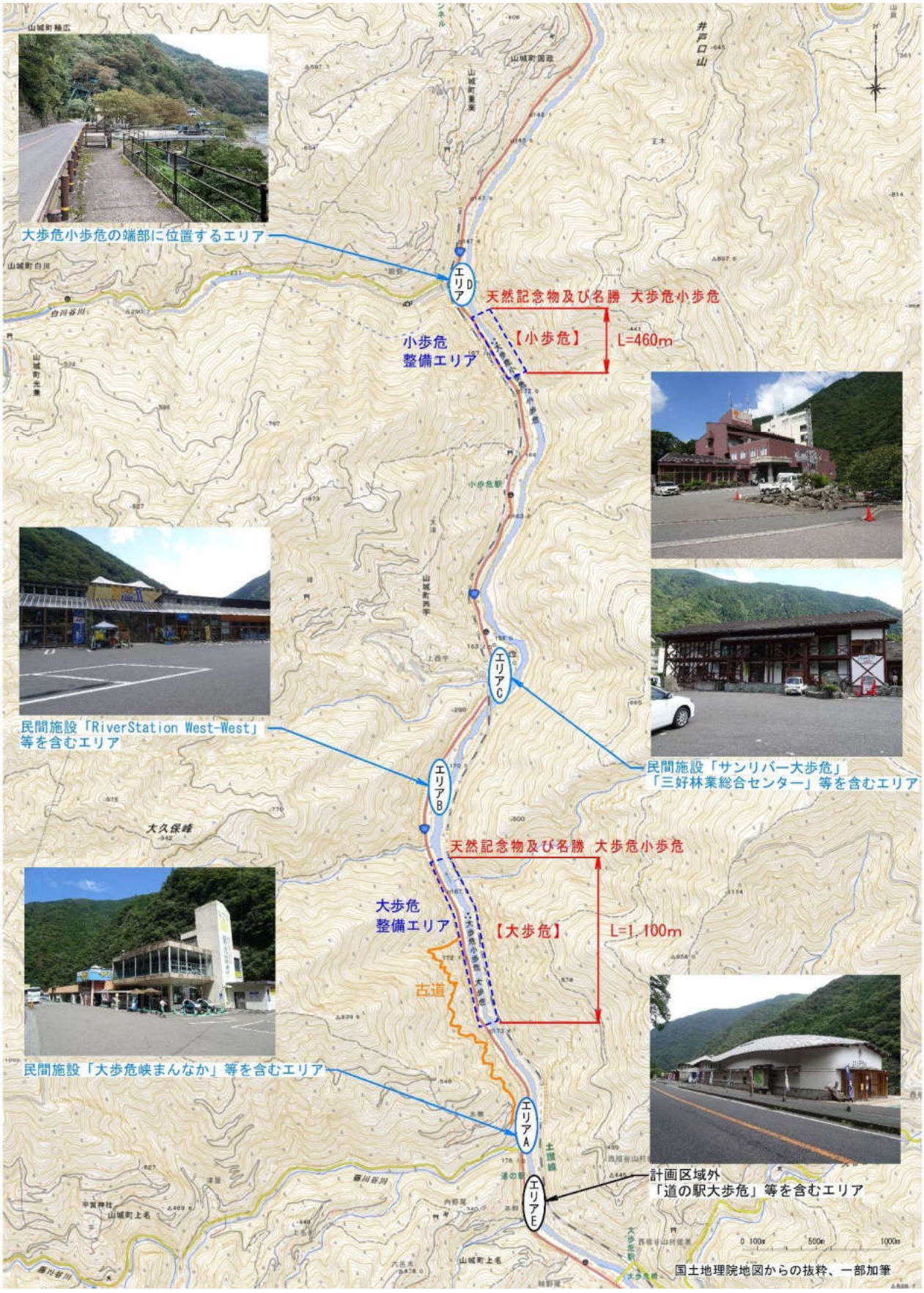
大歩危小歩危の端部に位置するエリア
エリアD
天然記念物及び名勝 大歩危小歩危
【小歩危】
L=460m
小歩危
整備エリア
エリアC
民間施設「RiverStation West-West」
等を含むエリア
民間施設「サンリバー大歩危」
「三好林業総合センター」等を含むエリア
エリアB
天然記念物及び名勝 大歩危小歩危
大歩危
整備エリア
【大歩危】
L=1,100m
古道
民間施設「大歩危峡まんなか」等を含むエリア
エリアA
計画区域外
「道の駅大歩危」等を含むエリア
エリアE
国土地理院地図からの抜粋、一部加筆

図 20 エリア図

３　整備方法

整備については,「整備エリア」のうち，吉野川左岸（西岸側）を中心として具体的な取り組みを図る。

① 風致景観

ｲ) 大歩危小歩危全体の風致景観の向上に取り組む。

ﾛ) 眺望を阻害する樹木管理，支障となる樹木の枝打ち等による良好な眺望，観察場所の確保を図る。このため，大歩危小歩危指定地等の樹木所有者，用地関係者等の合意形成に取り組む。

② 利用者の利便向上

ｲ) 散策者などが一時的に休憩するための休憩スペースの設置を検討する。

ﾛ) 大歩危小歩危の来訪者が利用しやすい，観光拠点施設・店舗等における,「お接待」駐車スペース設置等を検討する。

ﾊ) 案内標識，説明板等については，既設表示板の有効活用と整備を図り，ＱＲコード（2 次元コード）等のデジタルを用いた多言語表示，画像表示等により，大歩危小歩危の価値のわかりやすい表示に取り組む。

③ アクセス困難な箇所の可視化（「見える化」）

年代層や身体状況にかかわらず多様な活用がなされるよう，施設エリアに種々の情報技術等を用いた大歩危小歩危の情報提供コーナーを設け，アクセス困難な箇所の可視化（「見える化」）を図る。

ｲ) ＵＡＶ画像，３次元画像，全天球型画像，立体模型等を用いて大歩危小歩危の特徴，価値，見所等の詳細な情報提供を図る。

ﾛ) 大歩危小歩危の現地において，モバイル端末を用いてＱＲコード等により取得できる情報の提供，拡充を図る。

ﾊ) 大歩危小歩危の天然記念物，名勝としての価値，詳細な内容がわかるホームページの開設等を検討する。また,市の観光サイトの内容拡充を図る。

④ 安全・安心の確保

大歩危小歩危では，台風豪雨等による増水に見舞われる。また，豪雨時等に避難等を要する急傾斜地等が点在している地域でもある。さらに，今後起こりうる南海地震時等の対応も必要である。こうしたことから，地域住民だけでなく大歩危小歩危へのインバウンドによる来訪者等も対象として，安全・安心の確保に取り組む。

ｲ) 地域防災計画との連携を図る。

ﾛ) 緊急時の観光客の避難方法マニュアルの作成を検討する。

ﾊ) 関係機関との連絡体制整備を図る。

ﾆ) 水辺レジャー利用者の安全対策として，急流・瀬の状況の遠隔監視，緊急救援場所の設置等の検討を行う。

ﾎ) 育林に取り組んでいる水辺レジャー運営者などの当地域を拠点とする事業者等と連携し，情報共有を図り，山林の保全，保水力向上，山腹防護等の対策，活動を推進する。

第 10 章　運営体制

1　運営の方向性

天然記念物及び名勝「大歩危小歩危」の適切な保存活用を行うとともに，その多様で貴重な価値を広く伝えるためには，広報・普及・啓発活動とともに，公的施設や民間施設等の間での連携，窓口の統一等の取り組みがより重要になってくる。また，多様な水辺利用者がいることから，渓流利用ルール等への取り組みや水辺利用者間の調整への協力も重要である。

一方，保存・活用及び整備を継続的に展開することが重要であり，その活動に要する費用の確保も大きな課題となっており，保存活用・広報啓発等のための基金造成等の検討も必要である。

2　組織及び運営体制

適切な保存活用を図るために，指定地管理団体となる市だけでなく，学識経験者，観光関係者，水辺レジャー利用関係者，教育関係者，国県の関係部局等で構成する保存活用団体等の設立(図 21)を図り，インバウンドによる来訪者等も対象にした総合的な活動の検討を行う。

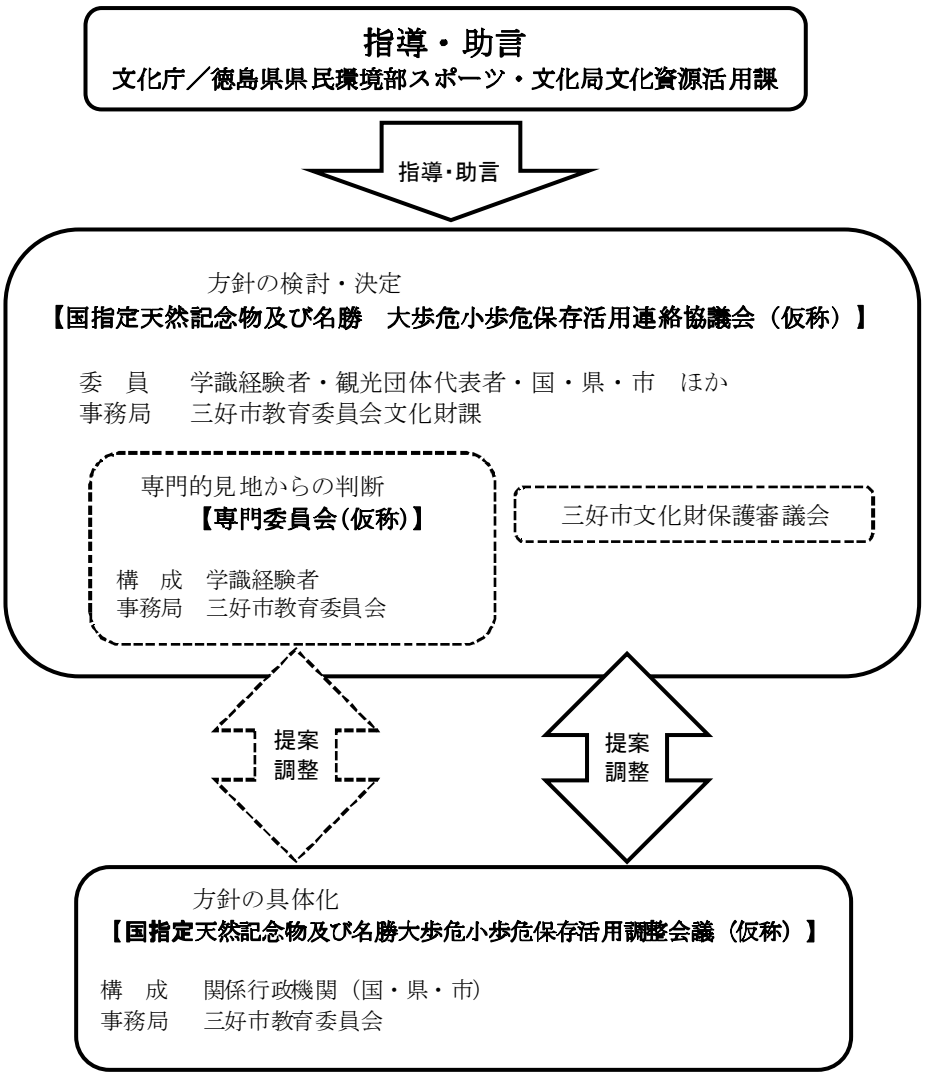

図 21　組織及び運営体制図

３　関係機関との連携

本計画の実施にあたっては，河川法・自然公園法等関係法令による事務所管省庁及び県・市の関係部局，観光や地域振興に係る関係部局との連携は必須のものであり，図２２に示す形でこれを推進していく。

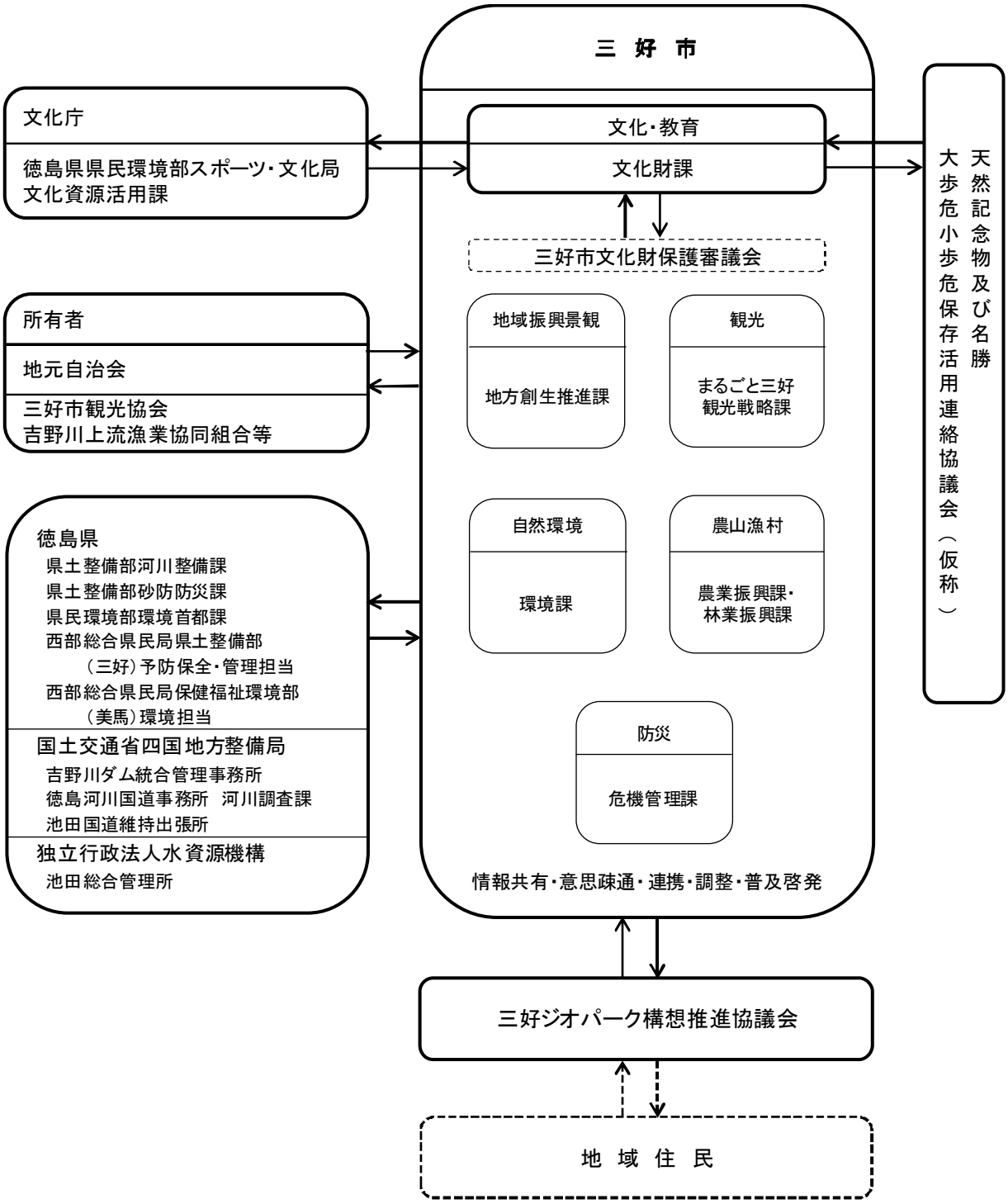

図 22　関係機関連絡図

第１１章　施策の実施

本計画では，天然記念物及び名勝「大歩危小歩危」の有する本質的価値の適切な保存管理を行うとともに，風致景観に配慮し，来訪者が多様な活用を通じて，安全安心に大歩危小歩危の価値や魅力に触れられるよう施策の実施に取り組む。

施策の実施にあたっては，大歩危小歩危の有する貴重な価値の適切な保護を図り，「第８章　活用」及び「第９章　整備」で記述したそれぞれの方向性に基づき実施する。整備にあたっては，これまでの調査研究・検討の成果に基づく整備を計画的に実施する。

また，対応が遅れている来訪者の利便向上のために，案内標識等の説明板の充実，関係者の理解の基でのビューポイントの整備等の当面の対策を行いつつ，現在取り組んでいるジオパークガイド養成講座等の充実を図る。こうした取り組みとともに，今後，インバウンドにも対応したガイド育成や，情報発信の手段を幅広く検討し，天然記念物及び名勝の価値を正確に分かりやすく伝えるなど，保存と活用のバランスを図りつつ，利用者が天然記念物及び名勝「大歩危小歩危」の理解を深めるためのガイダンス施設等の整備を行い，安全・快適に見学するための空間を提供する。

参考文献

書名	著者編集者	発行	発行日
池田町史	池田町史編集委員会	徳島県三好郡池田町	昭和58年3月31日
三名村史	田村正	徳島県三好郡山城町	昭和43年1月1日
西祖谷山村史	喜多昌重・片山頼正・前川嘉吉	徳島県三好郡西祖谷山村	昭和34年4月27日
西祖谷山村史	西祖谷山村史編纂委員会	徳島県三好郡西祖谷山村	昭和60年10月1日
山城谷村史	近藤辰郎	徳島県三好郡山城町	昭和35年2月15日
山城町二十年史	山城町20年史編集委員会	山城町長西徹	昭和54年1月20日
徳島県史・第5巻近代・明治	徳島県史編さん委員会	徳島県	昭和41年9月30日
三好の古道	三好郷土史研究会	三好郷土史研究会	平成24年3月31日
渓谷探訪 大歩危小歩危の歴史と景観	三好市教育委員会文化財課	三好市教育委員会文化財課	2017年10月1日
天然記念物緊急調査植生図・ 主要動植物地図36徳島県	文化庁	財団法人国土地理協会	昭和50年5月15日
第2回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書	徳島県	徳島県	昭和55年3月31日
第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書（徳島県）	環境庁自然保護局	財団法人日本野生生物研究センター	1987年
総合学術調査報告　山城町 郷土研究発表会紀要　第24号	阿波学会	徳島県立図書館	昭和53年3月30日
三好市　総合学術調査報告 阿波学会紀要　第62号	阿波学会	徳島県立図書館	平成31年3月1日
小歩危ダム阻止闘争と吉野川 の濁り問題	編集委員会	編集委員会会長黒川征一	平成26年3月31日
阿波名所図会	探古堂墨海	歴史図書出版	昭和54年2月20日
阿波名勝案内	石毛賢之助	歴史図書出版	昭和54年12月20日
徳島の地理	寺戸恒夫	徳島地理学会	平成7年5月31日
吉野川の自然	中野晴夫	河川環境管理財団	平成10年5月5日
四国4新聞社合同出版 四国の樹木観察図鑑	松井宏光	徳島新聞社	2002年9月28日

資料編

資料１　国指定（選定、登録）文化財一覧（抜粋）　　２０２０(令和2)年3月３１日現在

種　別	名　称	所在地	所有者等	指定等年数
重要文化財（建造物）	木村家住宅（主屋）	東祖谷	個人	昭和51年
	木村家住宅（隠居屋）			令和元年
	小采家住宅	東祖谷	三好市	昭和51年
	箸蔵寺（木殿旧御本社再建寄進帳二冊、護摩殿、方丈附棟餝平瓦一枚、薬師堂附厨子一基、鐘楼一宇、天神社本殿）	池田町	箸蔵寺	平成16年
	徳善家住宅（主屋）	西祖谷山村	個人	令和元年
重要有形民俗文化財	祖谷の蔓橋	西祖谷山村	三好市	昭和30年
重要無形民俗文化財	西祖谷の神代踊	西祖谷山村	神代踊保存会	昭和51年
史跡	阿波遍路道　雲辺寺道	池田町	三好市・個人	平成29年
名勝	大歩危小歩危	西祖谷山村・池田町・山城町	国・三好市	平成27年
天然記念物（植物）	三嶺・天狗塚のミヤマクマザサ及びコメツツジ群落	東祖谷	農林水産省 三好市	平成6年
天然記念物（地質鉱物）	大歩危小歩危	西祖谷山村・池田町・山城町	国・三好市	平成26年
重要伝統的建造物群保存地区	三好市東祖谷山村落合	東祖谷	各所有者(個人) 三好市	平成17年
登録有形文化財（建造物）	旧三野町役場庁舎	三野町	三好市教育委員会	平成22年
	旧川口郵便局局舎及び主屋	山城町	個人	平成22年
	百年蔵旧酒蔵	池田町	個人	平成22年
	百年蔵煙突	池田町	個人	平成22年
	箸蔵寺高灯籠	池田町	箸蔵寺	平成23年
	箸蔵寺仁王門	池田町	箸蔵寺	平成23年
	箸蔵寺中門	池田町	箸蔵寺	平成23年
	箸蔵寺手水舎	池田町	箸蔵寺	平成23年
	大日靇神社本殿	山城町	大日靇神社	平成26年
	大日靇神社拝殿	山城町	大日靇神社	平成26年
	今宮神社本殿	井川町	今宮神社	平成28年
	今宮神社拝殿	井川町	今宮神社	平成28年
	今宮神社神門及び瑞垣	井川町	今宮神社	平成28年
	内田家住宅主屋	池田町	個人所有	平成28年
	内田家住宅蔵	池田町	個人所有	平成28年
	住吉家住宅主屋	池田町	個人所有	平成28年
	亀長家住宅主屋	池田町	個人所有	平成28年
	亀長家住宅蔵	池田町	個人所有	平成28年

国指定等（選定、登録）文化財一覧（抜粋：つづき）

種　別	名　称	所在地	所有者等	指定等年数
登録有形文化財（建造物）（つづき）	宮本家住宅主屋	池田町	個人所有	平成28年
	佐藤家住宅主屋	池田町	個人所有	平成28年
	島尾家住宅店舗兼主屋	井川町	個人所有	平成29年
	鳥尾家住宅離れ	井川町	個人所有	平成29年
	曽我部家住宅主屋及び納屋	井川町	個人所有	平成29年
	曽我部家住宅蔵	井川町	個人所有	平成29年
	曽我部家住宅長屋門	井川町	個人所有	平成29年
	立川家住宅主屋	井川町	個人所有	平成29年
	立川家住宅離れ	井川町	個人所有	平成29年
	立川家住宅内蔵	井川町	個人所有	平成29年
	立川家住宅蔵	井川町	個人所有	平成29年
	三舩家住宅主屋	井川町	個人所有	平成29年
	三舩家住宅蔵	井川町	個人所有	平成29年
	向井家住宅主屋	井川町	個人所有	平成29年
	山下家住宅主屋	井川町	個人所有	平成29年
	山下家住宅味噌蔵	井川町	個人所有	平成29年
	山下家住宅米蔵	井川町	個人所有	平成29年
	山下家住宅表門	井川町	個人所有	平成29年
	山下家住宅北塀	井川町	個人所有	平成29年
	山下家住宅別邸	井川町	個人所有	平成29年
	前田商店店舗兼主屋	東祖谷	個人所有	平成30年
	古本家住宅店舗兼主屋	池田町	個人所有	平成30年
	古本家住宅旧郵便局	池田町	個人所有	平成30年
	古本家住宅土蔵	池田町	個人所有	平成30年
	古本家住宅庭門及び塀	池田町	個人所有	平成30年
	栗尾家住宅主屋	東祖谷	個人所有	平成31年
	中山家住宅主屋	東祖谷	個人所有	平成31年
	篶庵	東祖谷	個人所有	令和元年
	釣井薬師堂	東祖谷	個人所有	令和元年
	河井百貨店	東祖谷	個人所有	令和元年
	喜多薬店	西祖谷山村	個人所有	令和元年
	中村家住宅主屋	池田町	個人所有	令和元年
	中村家住宅刻み煙草工場	池田町	個人所有	令和元年
	中和商店事務所	池田町	個人所有	令和元年
	中和商店酒造蔵	池田町	個人所有	令和元年
	中和商店仕込蔵	池田町	個人所有	令和元年
	中和商店杜氏宿舎	池田町	個人所有	令和元年
	中和商店煙突	池田町	個人所有	令和元年

県指定文化財一覧 （抜粋）

種　　別	名　　称	所在地	所 有 者 等	指定等年数
有形文化財（建造物）	川人家長屋門	池田町	三好市	平成2年
	阿佐家住宅及び屋敷林、庭園、石垣、石段、前庭を含む屋敷構え附棟札一枚	東祖谷	三好市・個人	平成12年
	箸蔵寺観音堂	池田町	箸蔵寺	平成17年
無形民俗文化財	山城の鉦踊	山城町	粟山鉦踊保存会他3団体	昭和29年
	有瀬かぐら踊り	西祖谷山村	有瀬かぐら踊り保存会	平成13年
名勝天然記念物	剣山並びに亜寒帯植物林	三好市他2市町	各教育委員会	昭和29年
天然記念物（植物）	大月のオハツキイチョウ	山城町	長福寺	昭和29年
	鉾スギ	東祖谷	鉾神社	昭和29年
	黒沢の湿原植物群落	池田町	三好市教育委員会	昭和40年
	東祖谷の社叢群	東祖谷	三好市教育委員会	昭和49年
	洞草薬師堂のコナラ	池田町	洞草町内会	平成12年
	五所神社の大スギ	西祖谷山村	五所神社	平成15年
天然記念物（地質鉱物）	祖谷、三名の含礫片岩	西祖谷山村 山城町	三好市	昭和28年
	太刀野の中央構造線	三野町	三好市教育委員会	昭和35年

市指定文化財一覧 （抜粋）

種　　別	名　　称	所在地	所有者等	指定等年数
有形文化財（建造物）	馬宮家薬医門 附祈祷札一枚	池田町	個人	昭和42年
	貞鍋家住宅主屋、離れ、別邸及びたばこ蔵並びに庭園を含む屋敷構え	池田町	三好市	平成8年
	西岡家住宅主屋及び土蔵	西祖谷山村	個人	平成21年
	馬宮家住宅式台玄関及び酒造座敷附棟札1枚並びに文書1括10点	池田町	個人	平成31年
有形文化財（書跡・典籍・古文書）	下川家文書	池田町	個人	令和2年
有形民俗文化財	栗枝渡八幡神社の祭礼用衣装	東祖谷	栗枝渡地区	昭和49年
	大山祇神社の祭礼用のぼり	山城町	大山祇神社	昭和63年
	阿波人形浄瑠璃人形頭（酒呑童子）銘 人形壱、及び衣装	池田町	個人	平成15年
	阿波人形浄瑠璃人形頭（九尾の狐）銘 阿州和田住 細工人 日下海山 二十四才之作 明治十五年、及び衣装	池田町	個人	平成15年
	後山のからくり襖絵	西祖谷山村	後山からくり襖絵保存会	平成18年
	徳善のからくり襖絵	西祖谷山村	徳善襖絵からくり舞台実行委員会	平成24年
無形民俗文化財	馬路神宮寺の常念仏供養	池田町	馬路集落	昭和52年
	熊野神社並びに祇皇神社の舟手	山城町	下名舟手保存会	昭和56年
	大月のちょうさ	山城町	大月太鼓保存会	平成9年
	川崎三所神社の獅子太鼓	池田町	川崎獅子太鼓保存会	昭和38年
	大平の獅子舞	三野町	大平の獅子舞保存会	昭和62年
	井内の雨乞踊り	井川町	井内雨乞踊保存会	昭和63年
	上吾橋の音頭踊り	西祖谷山村	祖谷音頭踊り保存会	昭和63年
	重末八幡神社の獅子太鼓	西祖谷山村	八幡獅子太鼓保存会	平成14年
	一宇平崎神社のだんじり太鼓	西祖谷山村	平崎だんじり太鼓保存会	平成16年

市指定文化財一覧 （抜粋：つづき）

種　　別	名　　称	所在地	所 有 者 等	指定等年数
史　　跡	白地城跡	池田町	三好市教育委員会	昭和46年
	阿佐家墓所 (伝・平家の墓)	東祖谷	個人	昭和50年
	栗枝渡八幡神社社地及び伝・御火葬場を含む社叢	東祖谷	栗枝渡集落	昭和50年
	田尾城跡	山城町	田尾城址跡保存会	昭和50年
	大塚古墳	三野町	個人	昭和51年
	須賀古墳	井川町	個人	昭和59年
	八石城跡	井川町	三好市	昭和60年
	古宮神社社地及び台座を含む狛犬一対、石段、社殿石壇、石積みを含む一宮御息所御廟碑並びに背後の岩山	西祖谷山村	古宮神社	昭和63年
	熊野十二社社地(伝・恵伊羅御子の墓)並びに地主八幡神社社地(伝・小野老婆の墓)	西祖谷山村	個人	昭和63年
	中村家墓所	池田町	桂林寺	平成22年
	池田城跡　附故牛田掃部宮安富氏供養碑並びに古井戸跡	池田町	三好市他	平成31年
天然記念物（動物）	馬川谷のゲンジボタル・ヘイケボタル及びその発生地	山城町	赤谷地区	昭和47年
天然記念物(植物)	池田城跡の樹木群	池田町	三好市	昭和46年
	下瀬のイヤギボウシ群生地	東祖谷	中岡地区	昭和53年
	四所神社の大スギ	山城町	四所神社	昭和62年
	馬岡新田神社の大スギ	井川町	馬岡新田神社	平成４年
	毘沙門の森	井川町	岩坂地区	平成４年
	ダンノミさんのイヌマキ	井川町	中村若宮神社講中	平成４年
	熊野神社の社叢	山城町	熊野神社	平成7年
	三ノ宮神社のヒノキ	井川町	三ノ宮神社	平成10年
	上名カラタニの悲恋のカツラ	山城町	個人	平成15年
	素盞嗚神社のイチイガシ	西祖谷山村	古宮神社末社 素盞嗚神社	平成16年
	下久保のエドヒガン	井川町	個人	平成23年
	高ノ瀬のオオヤマレンゲ群落	東祖谷	国	平成24年
天然記念物（地質鉱物）	州津の中央構造線	池田町	三好市教育委員会	昭和42年

資料２　関係法令等（抜粋）

１.文化財保護法

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成三〇年六月八日法律第四二号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2　この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3　この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

（管理方法の指示）

第三十条　文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条　重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

（中略）

（滅失、き損等）

第三十三条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（中略）

（管理又は修理の補助）

第三十五条　重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2　前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3　文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条　重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2　前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条　文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2　文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3　前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（文化庁長官による国宝の修理等の施行）

第三十八条　文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2　前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条　文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重し

なければならない。

3　前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2　文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者(管理団体がある場合は、その者)から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3　前項の規定による徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2　前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3　前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条　国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置(以下この条において、「修理等」という。)につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。)(以下この条において、「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額(第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額(以下この条において、「納付金額」という。)を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2　前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3　補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4　文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5　納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一　当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二　前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三　第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)

四　第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6　前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7　第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第四十三条　重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条　重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3　前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4　重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(中略)

第五十五条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一　重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二　重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三　重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2　前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(中略)

第七章　史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

(中略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重する

とともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

（中略）

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

（中略）

第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

（中略）

第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（中略）

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（中略）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）

第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

（国に関する特例）

第百六十二条　国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

（重要文化財等についての国に関する特例）

第百六十三条　重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条　前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

（中略）

第百六十六条　重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有

形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一　重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二　重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

（中略）

五　所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

（中略）

七　所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2　前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

3　文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

（中略）

三　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3　第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4　文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

（中略）

2　前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3　第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をす

ることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一　関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二　国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第百七十一条　文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第百七十二条　文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3　第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4　第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5　地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

(中略)

第百七十四条　文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2　前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二条第二項の規定を準用する。

3　地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百十七条の規定を準用する。

第百七十五条　第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2　国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

(中略)

二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除

く。）

（中略）

（書類等の経由）

第百八十八条　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2　都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（中略）

（地方文化財保護審議会）

第百九十条　都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2　特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3　地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

（後略）

2．文化財保護法施行令

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正：平成三一年三月三〇日同第一二九号

（前略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ　金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三　法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡

名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ　法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト　木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二　法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7　第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8　文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(後略)

3．特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

（前略）

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条　法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　旧所有者の氏名又は名称及び住所

五　新所有者の氏名又は名称及び住所

六　所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七　変更の年月日

八　変更の事由

九　その他参考となるべき事項

2　前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（中略）

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条　法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五　変更前の氏名若しくは名称又は住所

六　変更後の氏名若しくは名称又は住所

七　変更の年月日

八　その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等）

第六条　法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事実の生じた日時

八　滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九　滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十　毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一　滅失、毀損等の事実を知つた日

十二　滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2　前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条　法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2　地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条　国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

（後略）

４．特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）

最終改正：平成三一年三月二九日文部科学省令第七号

（許可の申請）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十　現状変更等の内容及び実施の方法

十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三　現状変更等に係る地域の地番

十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五　その他参考となるべき事項

2　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二　出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　現状変更等の設計仕様書及び設計図

二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村)
五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八　その他参考となるべき事項

2　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条　令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
二　令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

5．特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)

最終改正：平成三一年三月二九日文部科学省令第七号

(復旧の届出)

第一条　文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一　史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
八　復旧を必要とする理由
九　復旧の内容及び方法
十　復旧の着手及び終了の予定時期
十一　復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十二　その他参考となるべき事項

2　前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一　設計仕様書
二　復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
三　復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条　前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変

更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条　法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条　法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二　法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三　法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条　法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2　法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二　法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

６．河川法

（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）

最終改正：平成二九年六月二日法律第四五号

（目的）

第一条　この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され､及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（中略）

（一級河川）

第四条　この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

2　国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4　前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5　国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6　一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（中略）

（河川区域）

第六条　この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一　河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域

二　河川管理施設の敷地である土地の区域

三　堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。)の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2　河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防(以下「高規格堤防」という。)については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

3　河川管理者は、第一項第二号の区域のうち、その管理する樹林帯(堤外の土地にあるものを除く。)の敷地である土地の区域(以下単に「樹林帯区域」という。)については、その区域を指定しなければならない。

4　河川管理者は、第一項第三号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5　河川管理者は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6　河川管理者は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条若しくは第二十五条の二の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第三十条若しくは第三十条の二の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条の規定に基づき保安施設地区として指定された土地又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地につき樹林帯区域の指定又はその変更をしようとするときは、農林水産大臣(都道府県知事が同法第二十五条の二の規定に基づき指定した保安林又は同法第三十条の二の規定に基づき告示した保安林予定森林については、当該都道府県知事)に協議しなければならない。

(河川管理者)

第七条　この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

(中略)

(一級河川の管理)

第九条　一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2　国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

(中略)

(土石等の採取の許可)

第二十五条　河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条　河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2　高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の

許可を受けることを要しない。

一　基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二　前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三　工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3　河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4　第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5　河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（土地の掘削等の許可）

第二十七条　河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2　高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一　前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二　盛土

三　土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

四　竹木の栽植又は伐採

3　樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一　工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二　竹木の栽植

三　通常の管理行為で政令で定めるもの

4　河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議に応じてはならない。

5　河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6　前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合に準用する。

（後略）

７．自然公園法

（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号）

最終改正：令和元年六月一四日法律第三七号

（目的）

第一条　この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

（中略）

（指定）

第五条　　国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2　　国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

3　　環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4　　国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（普通地域）

第三十三条　　国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一　　その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二　　特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三　　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四　　水面を埋め立て、又は干拓すること。

五　　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

六　　土地の形状を変更すること。

七　　海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

2　　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3　　前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4　　環境大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5　　第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係

る行為に着手してはならない。

6　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7　次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一　公園事業の執行として行う行為

二　認定生態系維持回復事業等として行う行為

三　第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

五　国立公園、国定公園若しくは海域公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

六　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（後略）

８．土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（平成十二年五月八日法律第五十七号）

最終改正：平成二九年五月一九日同第三一号

（前略）

（土砂災害警戒区域）

第七条　都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6　前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（中略）

（土砂災害特別警戒区域）

第九条　都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項とし

て政令で定めるものに限る。)を定めてするものとする。

3　都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6　指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。

7　関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

8　都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

9　第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

（後略）

９．三好市景観条例

（平成23年6月30日条例第14号）

最終改正：平成25年3月29日条例第10号

第1章　総則

（目的・理念）

第1条　この条例は、豊かな自然に包まれながら先人たちが培ってきた、落ち着いた「ふるさとの情景」と人々の「くらしの姿」及びそこに生きるわたしたちの「こころ」があらわれる三好市の景観を守り、育み、創造していくため、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき必要な事項を定めることにより、自然と共生してきた歴史・文化や人々の営みの中で育まれてきた良好な景観の継承と創造を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　景観の形成　深く豊かな自然景観と地域ごとにあらわれる「くらしの姿」を一体的に継承し、又は創造することをいう。

(2)　建築物　建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物をいう。

(3)　工作物　建築基準法第88条第1項に規定する工作物のほか、規則で定めるものをいう。

(4)　屋外広告物　屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

（市の責務）

第3条　市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

2　市は、法その他の良好な景観の形成に関係する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めなければならない。

3　市は、良好な景観の形成に関する重要な施策を策定する場合は、あらかじめ、第28条に規定する三好市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4　市は、道路、河川、公園、広場及びその他の公共施設等の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たさなければならない。

5　市は、良好な景観の形成に関する市民の意識の高揚及び知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条　市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、個性と創意を発揮し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2　市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、その事業活動に関し、個性と創意を発揮し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2　事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（三好市を訪れる者の責務）

第6条　三好市を訪れる者は、市内での自らの行動が三好市の良好な景観の形成にかかわることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2　三好市を訪れる者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章　景観計画

（景観計画の策定）

第7条　市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2　市長は、景観計画を変更しようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（景観形成重点地区）

第8条　市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、次のいずれかに該当する地区を、景観形成重点地区として指定することができる。

(1)　優れた自然景観を有する地区

(2)　地域独自の歴史や文化に根差した景観を有する地区

(3)　主要道路及び主要河川に沿った空間を有し、良好な景観の形成が特に必要な地区

(4)　その他市長が指定の必要を認める地区

2　市長は、景観形成重点地区を指定する場合は、あらかじめ当該地域の市民、事業者等の意見を聴く機会を設けるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

3　市長は、景観形成重点地区を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第3章　景観法に基づく行為の制限等

（景観計画区域内における行為の届出等）

第9条　法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

(2)　木竹の植栽又は伐採

(3)　水面の埋立て又は干拓

(4)　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

2　法第16条第1項の規定による届出は、法第16条第1項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行わなければならない。

（届出を要しない行為）

第10条　法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　景観計画区域又は景観形成重点地区が指定され、又はその区域が拡張された際、既に着手している行為

(2)　法第16条第1項各号に規定する届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの

（勧告の手続）

第11条　市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第12条　法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(変更命令等の手続)

第13条　市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合又は同条第5項の規定により原状回復を命じようとする場合若しくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第4章　景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定の手続)

第14条　市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第15条　市長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じようとする場合又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法と基準)

第16条　法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1)　景観重要建造物の修繕を行う場合には、修繕前の外観を変更しないよう努めること。

(2)　景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第17条　市長は、法第26条の規定による必要な措置を命じようとする場合又は勧告しようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定の手続)

第18条　市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第19条　市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復を命じようとする場合又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法と基準)

第20条　法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1)　景観重要樹木の良好な景観を保全するため、必要な管理を行うこと。

(2)　景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、病害虫の駆除等必要な措置を講ずるとともに、その存する敷地の状況を定期的に点検すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第21条　市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じようとする場合又は勧告しようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第5章　市民参加による良好な景観の形成

(景観市民団体の認定)

第22条　市長は、一定の地域において、良好な景観の形成を図ることを目的として市民等が設置した団体で、次の各号のすべてに該当するものを、その申請により、景観市民団体(以下「市民団体」という。)として認定することができる。

(1)　その目的が景観計画の趣旨に沿い、公益に反しないと認められるもの

(2)　その活動が当該地域の良好な景観の形成に寄与すると認められるもの

(3)　その活動が当該区域の多数の市民に理解を得ていると認められるもの

(4)　その活動が活動対象の所有者の許可を得ているもの

(5)　当該団体の規約が、規則で定める要件を満たしているもの

2　市長は、第1項の規定により認定を受けた市民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第6章　景観整備機構

(景観整備機構の指定)

第23条　市長は、法第92条第1項の規定により、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次の各号のすべてに該当し、法第93条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、審議会の意見を聴いて、これを景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

(1)　法第93条第1号又は第6号に掲げる業務を行うに当たっては、必要な人員の配置、資料の収集及び整理その他当該業務を適正に遂行するために必要な措置がとられていること。

(2)　法第93条第2号に掲げる業務を行うに当たっては、当該業務を適正に遂行するために必要な建造物又は樹木を管理する能力を有すること。

(3)　法第93条第3号又は第4号に掲げる業務を行うに当たっては、公共施設の整備及び管理の能力その他当該業務を適正に遂行するために必要な能力を有すること。

(4)　法第93条第5号に掲げる業務を行うに当たっては、農作業を行うための能力又は農地を管理する能力その他当該業務を適正に遂行するために必要な能力を有すること。

2　市長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第7章　景観協定

(景観協定の認可の手続)

第24条　法第81条第1項に規定する景観協定(以下「景観協定」という。)を締結しようとする者は、規則で定めるところにより、景観協定認可申請書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

(景観協定の変更の手続)

第25条　景観協定を締結した者は、当該景観協定で定めた事項を変更し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、景観協定変更・廃止許可申請書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

第8章　顕彰及び助成等

(顕彰)

第26条　市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる街並み又は建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者及びその他の関係者を顕彰することができる。

2　前項に規定するもののほか、市長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している者及びその他良好な景観の形成に貢献している者を顕彰することができる。

(助成等)

第27条　市長は、良好な景観の形成に努めようとする者の要請に対し、必要な技術的援助を行い、又はその費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第9章　三好市景観審議会

(三好市景観審議会の設置)

第28条　市長の諮問に応じ、本市の良好な景観の形成に関する重要な事項について審議するため、審議会を置く。

2　審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

3　委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第2項の規定にかかわらず、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、その審議の間、臨時委員を若干名置くことができる。

第10章　屋外広告物

（屋外広告物の表示等）

第29条　景観計画区域内において、屋外広告物の掲出、表示又は設置（これらに係る増設、改造、移設又は色彩若しくは表示内容の変更を含む。）を行おうとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

１０．天然記念物及び名勝大歩危小歩危保存活用計画策定委員会設置要綱

（平成30年6月1日）

（設置）

第１条　国指定天然記念物及び名勝大歩危小歩危の保存および活用に向けた基本方針となる保存活用計画を策定するため、天然記念物及び名勝大歩危小歩危保存活用策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第２条　委員会は、天然記念物及び名勝大歩危小歩危の保存活用計画の策定に関する必要な事項にについて、協議及び検討を行うものとする。

（組織）

第３条　委員会は１０人以内の委員をもって組織し、次に揚げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

(1)　学識経験者

(2)　関係行政機関の職員

(3)　その他教育委員会が適当と認める者

2　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあっては委員の互選により、副委員長にあっては委員長の指名により定めるものとする。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱または任命の日から計画策定を終了する日までとする。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　委員会は、必要があるときには関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

2　施行後最初の会議は、第５条第１項の規定に関わらず、教育委員会が招集する。

国指定天然記念物及び名勝
「大歩危小歩危」保存活用計画

２０２０（令和2）年３月発行

編集・発行　三好市教育委員会文化財課
〒778-0003
徳島県三好市池田町サラダ 1737-1
TEL:0883-72-3910　FAX:0883-72-3916
支援業者　株式会社昭和コンサルタント
表　　紙　さかなやデザイン　肴倉由佳
印　　刷　徳島複写・印刷産業協同組合